



2026/09/04 20:02 現在の情報です。

沖縄県那覇市真嘉比二丁目5番16号
株式会社Payke

会社法人等番号	3600-01-018833		
商号	株式会社Payke		
本店	沖縄県中頭郡西原町字幸地996番地の1	令和 2年 4月30日移転	
		令和 2年 5月15日登記	
	沖縄県那覇市真嘉比二丁目5番16号	令和 6年 8月31日移転	
		令和 6年 9月 6日登記	
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。	平成30年10月25日変更	
		平成30年12月 7日登記	
	日刊工業新聞に掲載する方法により行う。	令和 8年 1月30日変更	
		令和 8年 1月30日登記	
会社成立の年月日	平成26年11月26日		
目的	(1) 外国人観光客へ向けた国内商品の広告事業。 (2) インターネット、携帯情報端末機での通信販売事業。 (3) 上記の通信販売に関連する決済及び流通事業。 (4) 衛生用品の卸、小売業。 (5) コンピューター、通信システム、その周辺機器、関連機器及びソフトウェアの企画、立案、開発、制作、設計、製造、販売、賃貸、保守、運用並びにその代理業。 (6) ウェブサイト、ウェブコンテンツに関する企画、立案、制作、編集、販売、賃貸、保守及び管理。 (7) インターネットを利用した各種情報提供サービス及び情報処理サービス。 (8) 輸出入に関するコンサルティング。 (9) 前各号に付帯又は関連する一切の事業。 令和 3年 1月20日変更 令和 3年 1月29日登記		
発行可能株式総数	10万株		
	10万2387株	令和 7年 3月27日変更	
		令和 7年 4月 8日登記	
	10万2706株	令和 7年12月15日変更	
		令和 7年12月26日登記	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万7471株 各種の株式の数 普通株式 9972株 A種優先株式 1500株 B種優先株式 1900株 C種優先株式 4099株		令和 3年 7月27日変更
			令和 3年 8月13日登記
	発行済株式の総数 1万9044株 各種の株式の数 普通株式 9972株 A種優先株式 1500株 B種優先株式 1900株 C種優先株式 4099株 D種優先株式 1573株		令和 7年 3月31日変更
			令和 7年 4月 8日登記
	発行済株式の総数 1万9518株 各種の株式の数 普通株式 9972株 A種優先株式 1500株		令和 7年 3月31日変更

	B種優先株式 1 9 0 0株 C種優先株式 4 0 9 9株 D種優先株式 1 5 7 3株 D 2 種優先株式 4 7 4 株	令和 7 年 4 月 8 日登記
	発行済株式の総数 1 万 9 7 0 7 株 各種の株式の数 普通株式 9 9 7 2 株 A種優先株式 1 5 0 0 株 B種優先株式 1 9 0 0 株 C種優先株式 4 0 9 9 株 D種優先株式 1 5 7 3 株 D 2 種優先株式 6 6 3 株	令和 7 年 3 月 3 1 日変更 令和 7 年 4 月 8 日登記
	発行済株式の総数 1 万 9 8 5 8 株 各種の株式の数 普通株式 9 9 7 2 株 A種優先株式 1 5 0 0 株 B種優先株式 1 9 0 0 株 C種優先株式 4 0 9 9 株 D種優先株式 1 7 2 4 株 D 2 種優先株式 6 6 3 株	令和 7 年 3 月 3 1 日変更 令和 7 年 4 月 8 日登記
	発行済株式の総数 2 万 1 7 7 株 各種の株式の数 普通株式 9 9 7 2 株 A種優先株式 1 5 0 0 株 B種優先株式 1 9 0 0 株 C種優先株式 4 0 9 9 株 D種優先株式 2 0 4 3 株 D 2 種優先株式 6 6 3 株	令和 7 年 1 2 月 2 4 日変更 令和 7 年 1 2 月 2 6 日登記
資本金の額	金 1 億円	平成 3 1 年 3 月 3 1 日変更 平成 3 1 年 4 月 1 2 日登記
	金 2 億 3 6 4 万 8 1 1 6 円	令和 7 年 3 月 3 1 日変更 令和 7 年 4 月 8 日登記
	金 2 億 2 8 6 4 万 8 1 4 1 円	令和 7 年 3 月 3 1 日変更 令和 7 年 4 月 8 日登記
	金 2 億 3 8 6 4 万 8 1 5 1 円	令和 7 年 3 月 3 1 日変更 令和 7 年 4 月 8 日登記
	金 2 億 4 8 6 4 万 8 1 6 1 円	令和 7 年 3 月 3 1 日変更 令和 7 年 4 月 8 日登記
	金 2 億 6 9 6 6 万 7 7 0 9 円	令和 7 年 1 2 月 2 4 日変更 令和 7 年 1 2 月 2 6 日登記
	金 1 億円	令和 8 年 3 月 3 0 日変更 令和 8 年 3 月 3 0 日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	普通株式 9 万 2 5 0 1 株 A種優先株式 1 5 0 0 株 B種優先株式 1 9 0 0 株 C種優先株式 4 0 9 9 株 I A種優先株式及びB種優先株式の内容 1. 剰余金の配当 当会社は、剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）及びB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と	

併せて「普通株主等」という。)及びC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種登録株式質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。)と同順位にて、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につき、普通株式1株及びC種優先株式1株についてする剰余金の配当の額と同額の剰余金の配当をする。

2. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(以下「A種優先分配金」という。)及びB種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(以下「B種優先分配金」という。)を同順位にて支払う。なお残余財産がある場合には、普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等及びC種優先株主等に対して同順位にて分配を行う。この場合、A種優先株主等、B種優先株主等及び普通株主等は、A種優先株式、B種優先株式及び普通株式1株につき、それぞれ同額の残余財産の分配を受ける(この場合、A種優先株式及びB種優先株式は普通株式に転換されていたと仮定して、適切に調整される。))。

(2) A種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式の分割又は併合後の発行済株式総数を株式の分割又は併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする(以下本「I A種優先株式及びB種優先株式の内容」において同じ。))。

1

調整後分配額 = 当該調整前分配額 ×

分割・併合の比率

(イ) A種優先株主に割当を受ける権利を与えてA種優先株式の発行又は処分(株式無償割当を含む。)を行ったときは、その都度、A種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(A種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式(A種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

既発行A種 当該調整 新発行A種 1株当たり
優先株式数 × 前分配額 + 優先株式数 × 払込金額

調整後分配額 =

既発行A種優先株式数 + 新発行A種優先株式数

(ウ) 前(ア)及び(イ)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) B種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) B種優先株式の分割又は併合が行われたときは、B種優先分配金は以下のとおり調整される。

1

調整後分配額 = 当該調整前分配額 ×

分割・併合の比率

(イ) B種優先株主に割当を受ける権利を与えてB種優先株式の発行又は処分(株式無償割当を含む。)を行ったときは、その都度、B種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行B種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(B種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行B種優先株式数」は「処分する自己株式(B種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

既発行B種 当該調整 新発行B種 1株当たり
優先株式数 × 前分配額 + 優先株式数 × 払込金額

調整後分配額 =

既発行B種優先株式数 + 新発行B種優先株式数

(ウ) 前(ア)及び(イ)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1) A種優先株主は、A種優先株式取得日以降、当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

① 当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき金20,000円とする。

② 取得価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てる場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割

当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数（但し自己株式を除く）」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数（但し自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式総数}}{\text{併合後発行済株式総数}}$$

- (iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額または処分価額をもって当会社の普通株式を発行または自己株式（普通株式）を処分する場合（但し、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。）に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当会社の請求または一定の事由の発生による場合を除く。）、取得価額を次に定める算式（以下、「A種株式取得価額調整式」という。）により調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、または、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\begin{aligned} & \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{取得価額} &= \text{取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・新発行・処分における} \quad \text{既発行} \quad \text{処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{株式数} + \text{調整前取得価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \end{aligned}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、

(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数または自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

- (iv) 調整前の取得価額（普通株式1株を取得するために当該株式、新株予約権もしくはその他の証券の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。）を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額をA種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (v) 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（ただし、目的となる株式を普通株式とし、当会社の取締役、監査役または従業員に対して普通株式を対象とした新株予約権を発行する場合を除く。）かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額をA種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の(i)乃至(iv)に該当する場合には、当会社はA種株式株主に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、株主総会または取締役会の決議に基づき取得価額の調整を適切に行うものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

- (ii) 前 (i) のほか、当会社の発行済株式数（ただし、当会社が保有する当会社の株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記 (a) の (iv) に定める株式、新株予約権もしくはその他の証券について、普通株式を取得し得る可能性のある期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権もしくはその他の証券すべてを当会社が取得し引換えに普通株式を交付した場合を除く。
- (iv) 上記 (a) の (v) に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、A種株式株主に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- ③ 取得請求権の行使によりA種優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数
- (a) A種株式1株の取得請求権の行使により交付される当会社の株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{A種優先株式に対して交付される普通株式数} = \frac{\text{当初取得価額}}{\text{取得価額}}$$

但し、当初取得価額は、A種株式につき株式分割、株式無償割当て、株式併合またはこれに類する事由があった場合には、当会社の取締役会において各比率に応じて適切に調整される。

- (b) 取得請求権の行使の結果交付すべき総株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。
- (2) B種優先株主は、B種優先株式取得日以降、当会社に対して、B種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該B種優先株主に対して交付するものとする。
- ① 当初取得価額
- 取得価額は、当初、1株につき金100,000円とする。
- ② 取得価額の調整
- (a) B種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
- (i) 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てる場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数（但し自己株式を除く）」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数（但し自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。
- $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}}$$
- 調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。
- $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式総数}}{\text{併合後発行済株式総数}}$$
- (iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額または処分価額をもって当会社の普通株式を発行または自己株式（普通株式）を処分する場合（但し、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。）に基づき当会社が普通株式を交付する場合を除く。）、取得価額を次に定める算式（以下、「B種株式取得価額調整式」という。）により調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には

当該払込期間の最終日)の翌日以降、または、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\begin{aligned} & \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{取得価額} &= \text{取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{調整前取得価額}}{\text{既発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \end{aligned}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、

(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数または自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

- (iv) 調整前の取得価額(普通株式1株を取得するために当該株式、新株予約権もしくはその他の証券の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。)を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額をB種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (v) 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合(ただし、目的となる株式を普通株式とし、当会社の取締役、監査役または従業員に対して普通株式を対象とした新株予約権を発行する場合を除く。)かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額をB種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の(i)乃至(iv)に該当する場合には、当会社はB種優先株主に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要な事項を通知したうえ、株主総会または取締役会の決議に基づき取得価額の調整を適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前(i)のほか、当会社の発行済株式数(ただし、当会社が保有する当会社の株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権もしくはその他の証券について、普通株式を取得し得る可能性のある期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権もしくはその他の証券すべてを当会社が取得し引換えに普通株式を交付した場合を除く。
- (iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額は、この差額を差引いた額とする。
- 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、B種優先株主に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要な事項を通知しなくてはならない。
- ③ 取得請求権の行使によりB種優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数
- (a) B種優先株式1株の取得請求権の行使により交付される当会社の株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{B種優先株式に対して交付される普通株式数} = \frac{\text{当初取得価額}}{\text{取得価額}}$$

但し、当初取得価額は、B種優先株式につき株式分割、株式無償割当て、株式併合またはこれに類する事由があった場合には、当会社の取締役会において各比率に応じて適切に調整される。

- (b) 取得請求権の行使の結果交付すべき総株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

4. 普通株式と引換えにする取得条項

- (1) 当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかについて、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在するものへの上場（以下本「I A種優先株式及びB種優先株式の内容」において「株式公開」という。）の申請を行うことが当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会）によって可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合には、かかる日以降1ヶ月間以内の取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が定める日をもって、発行済のA種優先株式及びB種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主及びB種優先株主に対し、当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数、その他の条件については、「3. 普通株式と引換えにする取得請求権」を準用する。
- (2) 前号に規定する場合において、A種優先株主及びB種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

5. 優先配当

当会社は、当会社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、又は当会社が新設分割をする場合において同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主等に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先分配金に相当する額の配当をする。当会社は、C種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額が配当された後、なお配当をするときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、A種優先分配金に相当する額及びB種優先株式1株につき、B種優先分配金に相当する額を同順位にて配当する。当会社がC種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額を配当し、かつ、A種優先株主等及びB種優先株主等に対しA種優先分配金に相当する額全額及びB種優先分配金に相当する額全額を配当した後、普通株主等に対して配当をするときは、同時に、普通株主等及びC種優先株主等と同順位にて、A種優先株主等及びB種優先株主等に対して、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の配当を行う。（この場合、A種優先株式及びB種優先株式は普通株式に転換されていたと仮定して、適切に調整される。）なお、本「5. 優先配当」に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

II C種優先株式の内容

1. 剰余金の配当

当会社は、剰余金の配当をするときは、C種優先株主等に対し、普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等と同順位にて、C種優先株式1株につき、普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株についてする剰余金の配当の額と同額の剰余金の配当をする。

2. 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等に対し、普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額の1.0倍に相当する額（以下「C種優先残余財産分配額」という。）に、未払の剰余金の配当（剰余金の配当を行う旨の株主総会決議があった場合に限り。）があればその額（以下「C種未払配当金」という。）を加えた額（以下併せて「C種優先分配金」という。）の金銭を支払う。
- (2) 当会社は、C種優先株主等に対してC種優先分配金の全額が分配された後、なお残余財産があるときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、A種優先分配金及びB種優先株式1株につき、B種優先分配金を同順位にて支払う。それでもなお残余財産がある場合には、普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等及びC種優先株主等に対して同順位にて分配を行う。この場合、当会社は、C種優先株主等に対しては、C種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産にC種取得比率（「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」において定義する。）を乗じた額と同額の残余財産を分配する。
- (3) C種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。
- (ア) C種優先株式の分割又は併合が行われたときは、C種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式の分割又は併合後の発行済株式総数を株式の分割又は併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする（以下本「II C種優先株式の内容」において同じ。）。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ) C種優先株主に割当を受ける権利を与えてC種優先株式の発行又は処分(株式無償割当を含む。)を行ったときは、その都度、C種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行C種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(C種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行C種優先株式数」は「処分する自己株式(C種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行C種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行C種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行C種優先株式数} + \text{新発行C種優先株式数}}$$

(ウ) 前(ア)及び(イ)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 金銭を対価とする取得請求権

(1) C種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間(以下、本「3. 金銭を対価とする取得請求権」において「取得請求期間」という。)に限り、保有するC種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに下記の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。この請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

① C種優先株式の取得と引換えに交付される1株あたりの金銭(以下、本「3. 金銭を対価とする取得請求権」において「取得金額」という。)は、取得請求期間の初日におけるC種優先分配金と同額の金銭に、同日に当会社を清算したと仮定した場合の「2. 残余財産の分配」(2)の定めに従って算定されるC種優先株主等が支払いを受ける金額を加算した金額とする。但し、取得請求を行ったC種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額をもって取得金額とする。

② (1) 柱書に定めるC種優先株主からの請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式に優先して、請求の対象となったC種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をC種優先株主に支払うものとする。

(2) (1)に定めるほか、当会社が会社法第156条から第165条まで(株主との合意による取得)の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、C種優先株主は、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式に優先してC種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

4. 普通株式と引換えにする取得請求権

C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、保有するC種優先株式の全部又は一部につき、当会社がC種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下、本「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「5. 基準価額及び取得価額の調整」において「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

① C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数
C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「C種取得比率」という。)は次のとおりとする。
なお、かかる取得請求権の行使により各C種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行わない。

$$\text{C種取得比率} = \frac{\text{C種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

② 前号のC種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は、243,983円とする。

5. 基準価額及び取得価額の調整

「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

① 当会社が株式分割または株式無償割当により当会社の株式を発行または割当てる場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当の場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数(但し自己株式を除く)」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数(但し自己株式を除く)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}}$$

株式分割後発行済株式数
調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

- ② 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式総数}}{\text{併合後発行済株式総数}}$$

- ③ 株式等の発行又は処分に伴う調整

C種優先株式発行後、下記（ア）及び（イ）に掲げる事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合若しくは変更を生じる可能性がある場合又は自己株式を処分する場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」①及び②に定める取得価額（以下「取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記（ア）及び（イ）のそれぞれに定めるところによる。なお、調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- （ア）調整前の取得価額を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式（普通株式）を処分する場合（株式無償割当てを除く。）。但し、C種優先株式の取得請求権の行使又は潜在株式等の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日があるときはその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。
- （イ）調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）。本号にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する（以下同じ。）。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日がある場合はその日、それ以外の場合は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}$$

調整後取得価額＝

既発行株式数＋新発行株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する普通株式である自己株式の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は普通株式である自己株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記（イ）に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記（ア）及び（イ）に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当又は無償割当により行われる場合は、

「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当の目的で形式上株主割当又は無償割当以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合は取締役会の決議）に基づきC種優先株式の基準価額は同様に調整されるものとする。但し、本号による取得価額の調整は、当会社の役員又は従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行後における当該新株予約権の目的たる株式の数の累計が、当該発行の直後における株式総数（当該新株予約権の目的たる株式を含み、種類株式については、発行された当初の取得比率により普通株式に転換されていたと仮定する。）の15%に至るまで適用されないものとする（なお、本但書の「株式」には、行使期間満了等により失効し又は当会社が取得した新株予約権の目的たる株式を含まないものと

する。)。
④ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額若しくはC種優先株式の基準価額又はその双方の調整を行うものとする。

- (ア) 資本減少、時価を超える価額での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合
- (イ) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合（但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。）
- (ウ) 潜在株式等にかかる③（イ）に定める潜在株式等取得価額が修正される場合
- (エ) 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額若しくは基準価額の調整が必要であると取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が合理的に判断する場合

6. 普通株式と引換えにする取得条項

- (1) 当社は、C種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかについて、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在するものへの上場（以下本「II C種優先株式の内容」において「株式公開」という。）の申請を行うことが当社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会）によって可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合には、かかる日以降1ヶ月間以内の取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が定める日をもって、発行済のC種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主に対し、当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数、その他の条件については、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「5. 基準価額及び取得価額の調整」を準用する。
- (2) 前号に規定する場合において、C種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

7. 優先配当

当社は、当社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、又は当社が新設分割をする場合において同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主等に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先分配金に相当する額の配当をする。当社は、C種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額が配当された後、なお配当をするときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、A種優先分配金に相当する額及びB種優先株式1株につき、B種優先分配金に相当する額を同順位にて配当する。当社がC種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額を配当し、かつ、A種優先株主等及びB種優先株主等に対しA種優先分配金に相当する額全額及びB種優先分配金に相当する額全額を配当した後、普通株主等に対して配当をするときは、同時に、普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等と同順位にて、C種優先株主等に対して、C種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点における適用されるC種取得比率を乗じた額の配当を行う。なお、本「7. 優先配当」に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

III 種類株主総会

- (1) 当社は、普通株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。
- (2) 当社は、A種優先株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。
- (3) 当社は、B種優先株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

IV 取締役の選任権

- (1) 普通株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。
- (2) A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。
- (3) B種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。
- (4) C種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。C種優先株主を構成員とする種類株主総会における取締役の選任決議は、C種優先株主を構成員とする種類株主総会

において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
(5) 普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主を構成員として共同で開催する種類株主総会（以下「合同種類株主総会」という。）において、取締役4名を選任することができる。合同種類株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

平成30年 8月23日変更 平成30年 9月14日登記

普通株式 9万2501株
A種優先株式 1500株
B種優先株式 1900株
C種優先株式 4099株

I A種優先株式及びB種優先株式の内容

1. 剰余金の配当

当会社は、剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）及びB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）及びC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録株式質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。）と同順位にて、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につき、普通株式1株及びC種優先株式1株についてする剰余金の配当の額と同額の剰余金の配当をする。

2. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（以下「A種優先分配金」という。）及びB種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（以下「B種優先分配金」という。）を同順位にて支払う。なお残余財産がある場合には、普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等及びC種優先株主等に対して同順位にて分配を行う。この場合、A種優先株主等、B種優先株主等及び普通株主等は、A種優先株式、B種優先株式及び普通株式1株につき、それぞれ同額の残余財産の分配を受ける（この場合、A種優先株式及びB種優先株式は普通株式に転換されていたと仮定して、適切に調整される。）。

(2) A種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式の分割又は併合後の発行済株式総数を株式の分割又は併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする（以下本「I A種優先株式及びB種優先株式の内容」において同じ。）。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ) A種優先株主に割当を受ける権利を与えてA種優先株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。）を行ったときは、その都度、A種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

(ウ) 前（ア）及び（イ）における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) B種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) B種優先株式の分割又は併合が行われたときは、B種優先分配金は以下のとおり調整される。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ) B種優先株主に割当を受ける権利を与えてB種優先株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。）を行ったときは、その都度、B種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行B種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（B種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行B種優先株式数」は

「処分する自己株式（B種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行B種優先株式数} \times \text{前分配額} + \text{新発行B種優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行B種優先株式数} + \text{新発行B種優先株式数}}$$

(ウ) 前(ア)及び(イ)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1) A種優先株主は、A種優先株式取得日以降、当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

① 当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき金20,000円とする。

② 取得価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てる場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数（但し自己株式を除く）」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数（但し自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割後発行済株式数}}{\text{株式分割前発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式総数}}{\text{併合後発行済株式総数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額または処分価額をもって当会社の普通株式を発行または自己株式（普通株式）を処分する場合（但し、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他の保有者若しくは当会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。）に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求または一定の事由の発生による場合を除く。）、取得価額を次に定める算式（以下、「A種株式取得価額調整式」という。）により調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、または、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前取得価額} + \text{新発行・処分株式数} \times \text{新発行・処分における1株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、

(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数または自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

(iv) 調整前の取得価額（普通株式1株を取得するために当該株式、新株予約権もしくはその他の証券の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。）を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日に、ま

た株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額をA種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (v) 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（ただし、目的となる株式を普通株式とし、当会社の取締役、監査役または従業員に対して普通株式を対象とした新株予約権を発行する場合を除く。）かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額をA種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の(i)乃至(iv)に該当する場合には、当会社はA種株式株主に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、株主総会または取締役会の決議に基づき取得価額の調整を適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前(i)のほか、当会社の発行済株式数（ただし、当会社が保有する当会社の株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権もしくはその他の証券について、普通株式を取得し得る可能性のある期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権もしくはその他の証券すべてを当会社が取得し引換えに普通株式を交付した場合を除く。
- (iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、A種株式株主に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③ 取得請求権の行使によりA種優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数

- (a) A種株式1株の取得請求権の行使により交付される当会社の株式の株式数は、次のとおりとする。

当初取得価額

A種優先株式に対して交付される普通株式数＝

取得価額

但し、当初取得価額は、A種株式につき株式分割、株式無償割当て、株式併合またはこれに類する事由があった場合には、当会社の取締役会において各比率に応じて適切に調整される。

- (b) 取得請求権の行使の結果交付すべき総株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

- (2) B種優先株主は、B種優先株式取得日以降、当会社に対して、B種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

① 当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき金100,000円とする。

② 取得価額の調整

- (a) B種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- (i) 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てる場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数（但し自己株式を除く）」

」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数（但し自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。

株式分割前発行済株式数

調整後取得価額＝調整前取得価額×

株式分割後発行済株式数

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

併合前発行済株式総数

調整後取得価額＝調整前取得価額×

併合後発行済株式総数

- (iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額または処分価額をもって当会社の普通株式を発行または自己株式（普通株式）を処分する場合（但し、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。）に基づき当会社が普通株式を交付する場合を除く。）、取得価額を次に定める算式（以下、「B種株式取得価額調整式」という。）により調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、または、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

既発行株式数 + $\frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{新発行・処分における1株あたりの払込金額}}$ × 調整前取得価額

調整後取得価額＝調整前取得価額×

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、

(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数または自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

- (iv) 調整前の取得価額（普通株式1株を取得するために当該株式、新株予約権もしくはその他の証券の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。）を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額をB種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (v) 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（ただし、目的となる株式を普通株式とし、当会社の取締役、監査役または従業員に対して普通株式を対象とした新株予約権を発行する場合を除く。）かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額をB種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の(i)乃至(iv)に該当する場合には、当会社はB種優先株主に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、株主総会または取締役会の決議に基づき取得価額の調整を適切に行うものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

- (ii) 前(i)のほか、当会社の発行済株式数（ただし、当会社が保有する当会社の株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (iii) 上記 (a) の (iv) に定める株式、新株予約権もしくはその他の証券について、普通株式を取得し得る可能性のある期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権もしくはその他の証券すべてを当会社が取得し引換えに普通株式を交付した場合を除く。
- (iv) 上記 (a) の (v) に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、B種優先株主に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- ③ 取得請求権の行使によりB種優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数
- (a) B種優先株式1株の取得請求権の行使により交付される当会社の株式の株式数は、次のとおりとする。

当初取得価額

B種優先株式に対して交付される普通株式数＝

取得価額

但し、当初取得価額は、B種優先株式につき株式分割、株式無償割当て、株式併合またはこれに類する事由があった場合には、当会社の取締役会において各比率に応じて適切に調整される。

- (b) 取得請求権の行使の結果交付すべき総株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

4. 普通株式と引換えにする取得条項

- (1) 当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかについて、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在するものへの上場（以下本「I A種優先株式及びB種優先株式の内容」において「株式公開」という。）の申請を行うことが当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会）によって可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合には、かかる日以降1ヶ月間以内の取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が定める日をもって、発行済のA種優先株式及びB種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主及びB種優先株主に対し、当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数、その他の条件については、「3. 普通株式と引換えにする取得請求権」を準用する。
- (2) 前号に規定する場合において、A種優先株主及びB種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

5. 優先配当

当会社は、当会社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、又は当会社が新設分割をする場合において同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主等に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先分配金に相当する額の配当をする。当会社は、C種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額が配当された後、なお配当をするときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、A種優先分配金に相当する額及びB種優先株式1株につき、B種優先分配金に相当する額を同順位にて配当する。当会社がC種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額を配当し、かつ、A種優先株主等及びB種優先株主等に対しA種優先分配金に相当する額全額及びB種優先分配金に相当する額全額を配当した後、普通株主等に対して配当をするときは、同時に、普通株主等及びC種優先株主等と同順位にて、A種優先株主等及びB種優先株主等に対して、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の配当を行う。（この場合、A種優先株式及びB種優先株式は普通株式に転換されていたと仮定して、適切に調整される。）なお、本「5. 優先配当」に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

II C種優先株式の内容

1. 剰余金の配当

当会社は、剰余金の配当をするときは、C種優先株主等に対し、普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等と同順位にて、C種優先株式

1株につき、普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株についてする剰余金の配当の額と同額の剰余金の配当をする。

2. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等に対し、普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額の1.0倍に相当する額（以下「C種優先残余財産分配額」という。）に、未払の剰余金の配当（剰余金の配当を行う旨の株主総会決議があった場合に限り。）があればその額（以下「C種未払配当金」という。）を加えた額（以下併せて「C種優先分配金」という。）の金銭を支払う。

(2) 当社は、C種優先株主等に対してC種優先分配金の全額が分配された後、なお残余財産があるときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、A種優先分配金及びB種優先株式1株につき、B種優先分配金を同順位にて支払う。それでもなお残余財産がある場合には、普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等及びC種優先株主等に対して同順位にて分配を行う。この場合、当社は、C種優先株主等に対しては、C種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産にC種取得比率（「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」において定義する。）を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

(3) C種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) C種優先株式の分割又は併合が行われたときは、C種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式の分割又は併合後の発行済株式総数を株式の分割又は併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする（以下本「II C種優先株式の内容」において同じ。）。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{当該調整前分配額} \times \text{分割・併合の比率}}{1}$$

(イ) C種優先株主に割当を受ける権利を与えてC種優先株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。）を行ったときは、その都度、C種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行C種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（C種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行C種優先株式数」は「処分する自己株式（C種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行C種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行C種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行C種優先株式数} + \text{新発行C種優先株式数}}$$

(ウ) 前(ア)及び(イ)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 金銭を対価とする取得請求権

(1) C種優先株主は、当社が、事業譲渡又は会社分割により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間（以下、本「3. 金銭を対価とする取得請求権」において「取得請求期間」という。）に限り、保有するC種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに下記の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。この請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

① C種優先株式の取得と引換えに交付される1株あたりの金銭（以下、本「3. 金銭を対価とする取得請求権」において「取得金額」という。）は、取得請求期間の初日におけるC種優先分配金と同額の金銭に、同日に当社を清算したと仮定した場合の「2. 残余財産の分配」(2)の定めに従って算定されるC種優先株主等が支払いを受ける金額を加算した金額とする。但し、取得請求を行ったC種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額をもって取得金額とする。

② (1) 柱書に定めるC種優先株主からの請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式に優先して、請求の対象となったC種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をC種優先株主に支払うものとする。

(2) (1)に定めるほか、当社が会社法第156条から第165条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、C種優先株主は、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式に優先してC種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

4. 普通株式と引換えにする取得請求権

C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、保有するC種優先株式の全部又は一部につき、当社がC種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下、本「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「5. 基準価額及び取得価額の調整」において「取得請求権」という。）を有す

る。その条件は以下のとおりとする。

- ① C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数
C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「C種取得比率」という。）は次のとおりとする。
なお、かかる取得請求権の行使により各C種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行わない。

$$C種取得比率 = \frac{C種優先株式の基準価額}{取得価額}$$

- ② 前号のC種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は、243.983円とする。

5. 基準価額及び取得価額の調整

「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

- ① 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てする場合、以下の算式により取得価額を調整する。
但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数（但し自己株式を除く）」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数（但し自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

- ② 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式総数}}{\text{併合後発行済株式総数}}$$

- ③ 株式等の発行又は処分に伴う調整

C種優先株式発行後、下記（ア）及び（イ）に掲げる事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合若しくは変更を生じる可能性がある場合又は自己株式を処分する場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」①及び②に定める取得価額（以下「取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記（ア）及び（イ）のそれぞれに定めるところによる。なお、調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- （ア）調整前の取得価額を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式（普通株式）を処分する場合（株式無償割当てを除く。）。但し、C種優先株式の取得請求権の行使又は潜在株式等の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日があるときはその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

- （イ）調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）。本号にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する（以下同じ。）。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日がある場合はその日、それ以外の場合は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）、潜在株式等取得価額が当該基準日及び効力発生日以降に確定する場合には、当該潜在株式等取得価額が確定した日に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり 株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する普通株式である自己株式の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整

の事由により上記の普通株式数又は普通株式である自己株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。
当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記（イ）に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。
上記（ア）及び（イ）に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当又は無償割当により行われる場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。
また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当の目的で形式上株主割当又は無償割当以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づきC種優先株式の基準価額は同様に調整されるものとする。但し、本号による取得価額の調整は、当会社の役員又は従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行後における当該新株予約権の目的たる株式の数の累計が、当該発行の直後における株式総数（当該新株予約権の目的たる株式を含み、種類株式については発行された当初の取得比率により普通株式に転換されていたと仮定する。）の15%に至るまで適用されないものとする（なお、本但書の「株式」には、行使期間満了等により失効し又は当会社が取得した新株予約権の目的たる株式を含まないものとする。）。

④ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額若しくはC種優先株式の基準価額又はその双方の調整を行うものとする。

- （ア）資本減少、時価を超える価額での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合
- （イ）潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合（但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。）
- （ウ）潜在株式等にかかる③（イ）に定める潜在株式等取得価額が修正される場合
- （エ）上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額若しくは基準価額の調整が必要であると取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が合理的に判断する場合

6. 普通株式と引換えにする取得条項

- （1）当会社は、C種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかについて、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在するものへの上場（以下本「II C種優先株式の内容」において「株式公開」という。）の申請を行うことが当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会）によって可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合には、かかる日以降1ヶ月間以内の取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が定める日をもって、発行済のC種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主に対し、当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数、その他の条件については、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「5. 基準価額及び取得価額の調整」を準用する。
- （2）前号に規定する場合において、C種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

7. 優先配当

当会社は、当会社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、又は当会社が新設分割をする場合において同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主等に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先分配金に相当する額の配当をする。当会社は、C種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額が配当された後、なお配当をするときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、A種優先分配金に相当する額及びB種優先株式1株につき、B種優先分配金に相当する額を同順位にて配当する。当会社がC種優先株主等に対してC種優先分配

金に相当する額全額を配当し、かつ、A種優先株主等及びB種優先株主等に対しA種優先分配金に相当する額全額及びB種優先分配金に相当する額全額を配当した後、普通株主等に対して配当をするときは、同時に、普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等と同順位にて、C種優先株主等に対して、C種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点における適用されるC種取得比率を乗じた額の配当を行う。なお、本「7. 優先配当」に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

III 種類株主総会

- (1) 当社は、普通株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。
- (2) 当社は、A種優先株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。
- (3) 当社は、B種優先株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

IV 取締役の選任権

- (1) 普通株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。
- (2) A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。
- (3) B種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。
- (4) C種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。C種優先株主を構成員とする種類株主総会における取締役の選任決議は、C種優先株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- (5) 普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主を構成員として共同で開催する種類株主総会（以下「合同種類株主総会」という。）において、取締役4名を選任することができる。合同種類株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

令和 5 年 1 0 月 2 5 日変更 令和 5 年 1 1 月 6 日登記

普通株式 9 万 2 5 0 1 株
A種優先株式 1 5 0 0 株
B種優先株式 1 9 0 0 株
C種優先株式 4 0 9 9 株
D種優先株式 1 7 2 4 株
D2種優先株式 6 6 3 株

I A種優先株式及びB種優先株式の内容

1. 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）及びB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録株式質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。）、D種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種登録株式質権者」といい、D種優先株主と併せて「D種優先株主等」という。）及びD2種優先株式を有する株主（以下「D2種優先株主」という。）又はD2種優先株式の登録株式質権者（以下「D2種登録株式質権者」といい、D2種優先株主と併せて「D2種優先株主等」という。）と同順位にて、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につき、普通株式1株、C種優先株式1株、D種優先株式1株及びD2種優先株式1株についてする剰余金の配当の額と同額の剰余金の配当をする。

2. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（以下「A種優先分配金」という。）及びB種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（以下「B種優先分配金」という。）を同順位にて支払う。なお残余財産がある場合には、普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対して同順位にて分配を行う。この場合、A種優先株主等、B種優先株主等及び普通株主等は、A種優先株式、B種優先株式及び普通株式1株につき、それぞれ同額の残余財産の分配を受ける（この場合、A種優先株式及びB種優先株式は普通株式に転換されていたと仮定して、適切に調整される。）。

(2) A種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式の分割又は併合後の発行済株式総数を株式の分割又は併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする(以下本「I A種優先株式及びB種優先株式の内容」において同じ。)

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ) A種優先株主に割当を受ける権利を与えてA種優先株式の発行又は処分(株式無償割当を含む。)を行ったときは、その都度、A種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(A種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式(A種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

(ウ) 前(ア)及び(イ)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) B種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) B種優先株式の分割又は併合が行われたときは、B種優先分配金は以下のとおり調整される。

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ) B種優先株主に割当を受ける権利を与えてB種優先株式の発行又は処分(株式無償割当を含む。)を行ったときは、その都度、B種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行B種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(B種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行B種優先株式数」は「処分する自己株式(B種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行B種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行B種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行B種優先株式数} + \text{新発行B種優先株式数}}$$

(ウ) 前(ア)及び(イ)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1) A種優先株主は、A種優先株式取得日以降、当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

① 当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき金20,000円とする。

② 取得価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てする場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数(但し自己株式を除く)」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数(但し自己株式を除く)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式総数}}{\text{併合後発行済株式総数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額または処分価額をもって当会社の普通株式を発行または自己株式(普通株式)を処分する場合(但し、潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。))に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求

または一定の事由の発生による場合を除く。）、取得価額を次に定める算式（以下、「A種株式取得価額調整式」という。）により調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、または、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{新発行・処分における1株あたりの払込金額}}}$$

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、

（i）当会社の発行済普通株式数と、（ii）発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記（i）若しくは（ii）の普通株式数または自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

（iv）調整前の取得価額（普通株式1株を取得するために当該株式、新株予約権もしくはその他の証券の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。）を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額をA種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

（v）新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（ただし、目的となる株式を普通株式とし、当会社の取締役、監査役または従業員に対して普通株式を対象とした新株予約権を発行する場合を除く。）かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額をA種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。

（b）上記（a）に掲げた事由によるほか、次の（i）乃至（iv）に該当する場合には、当会社はA種株式株主に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、株主総会または取締役会の決議に基づき取得価額の調整を適切に行うものとする。

（i）合併、株式交換、株式移転、会社の分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

（ii）前（i）のほか、当会社の発行済株式数（ただし、当会社が保有する当会社の株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

（iii）上記（a）の（iv）に定める株式、新株予約権もしくはその他の証券について、普通株式を取得し得る可能性のある期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権もしくはその他の証券すべてを当会社が取得し引換えに普通株式を交付した場合を除く。

（iv）上記（a）の（v）に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

（c）取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

（d）取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、A種株式株主に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③ 取得請求権の行使によりA種優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数

（a）A種株式1株の取得請求権の行使により交付される当会社の株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{A種優先株式に対して交付される普通株式数} = \frac{\text{当初取得価額}}{\text{取得価額}}$$

但し、当初取得価額は、A種株式につき株式分割、株式無償割当て、株式併合またはこれに類する事由があった場合には、当会社の取締役会において各比率に応じて適切に調整される。

（b）取得請求権の行使の結果交付すべき総株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

（2）B種優先株主は、B種優先株式取得日以降、当会社に対して、B種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条

件で当会社の普通株式を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

① 当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき金100,000円とする。

② 取得価額の調整

(a) B種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てする場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数（但し自己株式を除く）」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数（但し自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式総数}}{\text{併合後発行済株式総数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額または処分価額をもって当会社の普通株式を発行または自己株式（普通株式）を処分する場合（但し、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。）に基づき当会社が普通株式を交付する場合を除く。）、取得価額を次に定める算式（以下、「B種株式取得価額調整式」という。）により調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、または、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分における新発行・処分に} 1 \text{ 株あたりの払込金額}}{\text{新発行・処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、

(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数または自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

(iv) 調整前の取得価額（普通株式1株を取得するために当該株式、新株予約権もしくはその他の証券の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。）を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合、かかる株式、新株予約権もしくはその他証券の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額をB種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（ただし、目的となる株式を普通株式とし、当会社の取締役、監査役または従業員に対して普通株式を対象とした新株予約権を発行する場合を除く。）かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額をB種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の(i)乃至(iv)に該当する場合には、当会社はB種優先株主に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、株主総会または取締役会の決議に基づき取得価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、当会社の発行済株式数（ただし、当会社が保有する当会社の株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によ

って取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権もしくはその他の証券について、普通株式を取得し得る可能性のある期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権もしくはその他の証券すべてを当会社が取得し引換えに普通株式を交付した場合を除く。

(iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、B種優先株主に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③ 取得請求権の行使によりB種優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数

(a) B種優先株式1株の取得請求権の行使により交付される当会社の株式の株式数は、次のとおりとする。

当初取得価額

B種優先株式に対して交付される普通株式数＝

取得価額

但し、当初取得価額は、B種優先株式につき株式分割、株式無償割当て、株式併合またはこれに類する事由があった場合には、当会社の取締役会において各比率に応じて適切に調整される。

(b) 取得請求権の行使の結果交付すべき総株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

4. 普通株式と引換えにする取得条項

(1) 当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかについて、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在するものへの上場（以下本「1. A種優先株式及びB種優先株式の内容」において「株式公開」という。）の申請を行うことが当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会）によって可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合には、かかる日以降1ヶ月間以内の取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が定める日をもって、発行済のA種優先株式及びB種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主及びB種優先株主に対し、当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数、その他の条件については、「3. 普通株式と引換えにする取得請求権」を準用する。

(2) 前号に規定する場合において、A種優先株主及びB種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

5. 優先配当

当会社は、当会社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、又は当会社が新設分割をする場合において同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先分配金に相当する額、D種優先株式1株につき、D種優先分配金に相当する額及びD2種優先株式1株につき、D2種優先分配金に相当する額の配当をする。当会社は、C種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額、D種優先株主等に対してD種優先分配金に相当する額全額及びD2種優先株主等に対してD2種優先分配金に相当する額全額が配当された後、なお配当をするときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、A種優先分配金に相当する額及びB種優先株式1株につき、B種優先分配金に相当する額を同順位にて配当する。当会社がC種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額、D種優先分配金に相当する額全額及びD2種優先分配金に相当する額全額を配当し、かつ、A種優先株主等及びB種優先株主等に対しA種優先分配金に相当する額全額及びB種優先分配金に相当する額全額を配当した後、普通株主等に対して配当をするときは、同時に、普通株主等、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等と同順位にて、A種優先株主等及びB種優先株主等に対して、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の配当を行う。（この場合、A種優先株式及びB種優先株式は普通株式に転換されていたと仮定して、適切に調整される。）なお、本「5. 優先配当」に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

II C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の内容

1. 剰余金の配当

当会社は、剰余金の配当をするときは、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対し、普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等と同順位にて、C種優先株式1株、D種優先株式1株及びD2種優先株式1株につき、普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株についてする剰

余金の配当の額と同額の剰余金の配当をする。

2. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対し、普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額の1.0倍に相当する額（以下「C種優先残余財産分配額」という。）に、未払の剰余金の配当（剰余金の配当を行う旨の株主総会決議があった場合に限る。）があればその額（以下「C種未払配当金」という。）を加えた額

（以下併せて「C種優先分配金」という。）の金銭、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額の1.0倍に相当する額（以下「D種優先残余財産分配額」という。）に、未払の剰余金の配当（剰余金の配当を行う旨の株主総会決議があった場合に限る。）があればその額（以下「D種未払配当金」という。）を加えた額（以下併せて「D2種優先分配金」という。）の金銭及びD2種優先株式1株につき、D2種優先株式1株当たりの払込金額相当額の1.0倍に相当する額（以下「D2種優先残余財産分配額」という。）に、未払の剰余金の配当（剰余金の配当を行う旨の株主総会決議があった場合に限る。）があればその額（以下「D2種未払配当金」という。）を加えた額（以下併せて「D2種優先分配金」という。）の金銭を同順位にて支払う。

(2) 当会社は、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対してC種優先分配金の全額、D種優先分配金の全額及びD2種優先分配金の全額が分配された後、なお残余財産があるときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、A種優先分配金及びB種優先株式1株につき、B種優先分配金を同順位にて支払う。それでもなお残余財産がある場合には、普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対して同順位にて分配を行う。この場合、当会社は、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対しては、C種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産にC種取得比率（「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」において定義する。）を乗じた額と同額、D種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産にD種取得比率（「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」において定義する。）を乗じた額と同額及びD2種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産にD2種取得比率（「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」において定義する。）を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

(3) C種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) C種優先株式の分割又は併合が行われたときは、C種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式の分割又は併合後の発行済株式総数を株式の分割又は併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする（以下本「II C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の内容」において同じ。）。

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ) C種優先株主に割当を受ける権利を与えてC種優先株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。）を行ったときは、その都度、C種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行C種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（C種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行C種優先株式数」は「処分する自己株式（C種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\frac{\text{既発行C種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行C種優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行C種優先株式数} + \text{新発行C種優先株式数}}$$

調整後分配額＝

(ウ) 前(ア)及び(イ)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) D種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) D種優先株式の分割又は併合が行われたときは、D種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式の分割又は併合後の発行済株式総数を株式の分割又は併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする（以下本「II C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の内容」において同じ。）。

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ) D種優先株主に割当を受ける権利を与えてD種優先株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。）を行ったときは、その都度、D種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行D種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（D種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行D種優先株式数」は「処分する自己株式（D種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\frac{\text{既発行D種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行D種優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行D種優先株式数} + \text{新発行D種優先株式数}}$$

調整後分配額＝

(ウ) 前(ア)及び(イ)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は

切り捨てるものとする。

(5) D2種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) D2種優先株式の分割又は併合が行われたときは、D2種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式の分割又は併合後の発行済株式総数を株式の分割又は併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする（以下本「II C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の内容」において同じ。）。

1

調整後分配額＝当該調整前分配額× $\frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行D2種優先株式数} \times \text{前分配額} + \text{新発行D2種優先株式数} \times \text{払込金額}}$

(イ) D2種優先株主に割当を受ける権利を与えてD2種優先株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。）を行ったときは、その都度、D2種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行D2種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（D2種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行D2種優先株式数」は「処分する自己株式（D2種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

調整後分配額＝ $\frac{\text{既発行D2種優先株式数} \times \text{前分配額} + \text{新発行D2種優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行D2種優先株式数} + \text{新発行D2種優先株式数}}$

(ウ) 前(ア)及び(イ)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 金銭を対価とする取得請求権

(1) C種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間（以下、本

「3. 金銭を対価とする取得請求権」において「取得請求期間」という。）に限り、保有するC種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに下記の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。この請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

① C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の取得と引換えに交付される1株あたりの金銭（以下、本「3. 金銭を対価とする取得請求権」において「取得金額」という。）は、取得請求期間の初日におけるC種優先分配金、D種優先分配金及びD2種優先分配金と同額の金銭に、同日に当会社を清算したと仮定した場合の「2. 残余財産の分配」（2）の定めに従って算定されるC種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等が支払いを受ける金額を加算した金額とする。但し、取得請求を行ったC種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額をもって取得金額とする。

② (1) 柱書に定めるC種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主からの請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式に優先して、請求の対象となったC種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をC種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主に同順位にて支払うものとする。

(2) (1)に定めるほか、当会社が会社法第156条から第165条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、C種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主は、同順位にて、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式に優先してC種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

4. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1) C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、保有するC種優先株式の全部又は一部につき、当会社がC種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下、本「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「5. 基準価額及び取得価額の調整」において「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

① C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「C種取得比率」という。）は次のとおりとする。なお、かかる取得請求権の行使により各C種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行わない。

C種優先株式の基準価額

C種取得比率＝ $\frac{\text{取得価額}}{\text{基準価額}}$

取得価額

② 前号のC種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は、243,983円とする。

(2) D種優先株主は、D種優先株主となった時点以降いつでも、保有するD種優先株式の全部又は一部につき、当会社がD種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下、本「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「5. 基準価額及び取得価額の調整」において「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

① D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

D種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「D種取得比率」という。）は次のとおりとする。なお、かかる取得請求権の行使により各D種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行わない。

D種優先株式の基準価額

D種取得比率＝
$$\frac{\text{取得価額}}{\text{D種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は、131,784円とする。}}$$

② 前号のD種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は、131,784円とする。

（3）D2種優先株主は、D2種優先株主となった時点以降いつでも、保有するD2種優先株式の全部又は一部につき、当会社がD2種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下、本「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「5. 基準価額及び取得価額の調整」において「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

① D2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

D2種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「D2種取得比率」という。）は次のとおりとする。なお、かかる取得請求権の行使により各D2種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行わない。

D2種優先株式の基準価額

D2種取得比率＝
$$\frac{\text{取得価額}}{\text{D2種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は、105,428円とする。}}$$

② 前号のD2種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は、105,428円とする。

5. 基準価額及び取得価額の調整

（1）「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

① 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てする場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数（但し自己株式を除く）」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数（但し自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。

株式分割前発行済株式数

調整後取得価額＝調整前取得価額×
$$\frac{\text{株式分割後発行済株式数}}{\text{株式分割前発行済株式数}}$$

株式分割後発行済株式数

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

② 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

併合前発行済株式総数

調整後取得価額＝調整前取得価額×
$$\frac{\text{併合後発行済株式総数}}{\text{併合前発行済株式総数}}$$

併合後発行済株式総数

③ 株式等の発行又は処分に伴う調整

C種優先株式発行後、下記（ア）及び（イ）に掲げる事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合若しくは変更を生じる可能性がある場合又は自己株式を処分する場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」①及び②に定める取得価額（以下「取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記（ア）及び（イ）のそれぞれに定めるところによる。なお、調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（ア）調整前の取得価額を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式（普通株式）を処分する場合（株式無償割当てを除く。）。但し、C種優先株式の取得請求権の行使又は潜在株式等の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日があるときはその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

（イ）調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）。本号にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する（以下同じ。）。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日がある場合はその日、それ以外の場合は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）、潜在株式等取得価額が当該基準日及び効力発生日以降に確定する場合には、当該潜在株式等取得価額が確定した日に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

既発行 当該調整前 新発行 1株当たり
株式数×取得価額 + 株式数×払込金額

調整後取得価額＝
$$\frac{\text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり}}{\text{株式数×取得価額 + 株式数×払込金額}}$$

既発行株式数+新発行株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する普通株式である自己株式の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は普通株式である自己株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記（イ）に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記（ア）及び（イ）に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当又は無償割当により行われる場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当の目的で形式上株主割当又は無償割当以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づきC種優先株式の基準価額は同様に調整されるものとする。但し、本号による取得価額の調整は、当会社の役員又は従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行後における当該新株予約権の目的たる株式の数の累計が、当該発行の直後における株式総数（当該新株予約権の目的たる株式を含み、種類株式については、発行された当初の取得比率により普通株式に転換されていたと仮定する。）の15%に至るまで適用されないものとする（なお、本但書の「株式」には、行使期間満了等により失効し又は当会社が取得した新株予約権の目的たる株式を含まないものとする。）。

④ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額若しくはC種優先株式の基準価額又はその双方の調整を行うものとする。

（ア）資本減少、時価を超える価額での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合

（イ）潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合（但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。）

（ウ）潜在株式等にかかる③（イ）に定める潜在株式等取得価額が修正される場合

（エ）上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額若しくは基準価額の調整が必要であると取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が合理的に判断する場合

（2）「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるD種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

① 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てする場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数（但し自己株式を除く）」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数（但し自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。

株式分割前発行済株式数

調整後取得価額＝調整前取得価額×

株式分割後発行済株式数

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

② 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

併合前発行済株式総数

調整後取得価額＝調整前取得価額×

併合後発行済株式総数

③ 株式等の発行又は処分に伴う調整

D種優先株式発行後、下記（ア）及び（イ）に掲げる事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合若しくは変更を生じる可能性がある場合又は自己株式を処分する場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」①及び②に定める取得価額（以下「取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記（ア）及び（イ）のそれぞれに定めるところによる。なお、調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（ア）調整前の取得価額を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式（普通株式）を処分する場合（株式無償割当を除く。）。但し、D種優先株式の取得請求権の行使又は潜在株式等の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額

は、募集又は割当のための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

（イ）調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当による場合を含む。）。本号にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する（以下同じ。）。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）、潜在株式等取得価額が当該基準日及び効力発生日以降に確定する場合には、当該潜在株式等取得価額が確定した日に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{l} \text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額} \end{array}$$

調整後取得価額＝

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する普通株式である自己株式の数を控除した数を意味するものとする。

（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は普通株式である自己株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記（イ）に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記（ア）及び（イ）に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当又は無償割当により行われる場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるD種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当の目的で形式上株主割当又は無償割当以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づきD種優先株式の基準価額は同様に調整されるものとする。但し、本号による取得価額の調整は、当会社の役員又は従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行後における当該新株予約権の目的たる株式の数の累計が、当該発行の直後における株式総数（当該新株予約権の目的たる株式を含み、種類株式については、発行された当初の取得比率により普通株式に転換されていたと仮定する。）の15%に至るまで適用されないものとする（なお、本但書の「株式」には、行使期間満了等により失効し又は当会社が取得した新株予約権の目的たる株式を含まないものとする。）。

④ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額若しくはD種優先株式の基準価額又はその双方の調整を行うものとする。

（ア）資本減少、時価を超える価額での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合

（イ）潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合（但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。）

（ウ）潜在株式等にかかる③（イ）に定める潜在株式等取得価額が修正される場合

（エ）上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額若しくは基準価額の調整が必要であると取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が合理的に判断する場合

（3）「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるD2種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

① 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てる場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数（但し自己株式を除く）」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数（但し自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{株式分割前発行済株式数}$$

調整後取得価額＝調整前取得価額×

$$\frac{\text{株式分割後発行済株式数}}{\text{株式分割前発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

② 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{併合前発行済株式総数}}{\text{併合後発行済株式総数}}$$

③ 株式等の発行又は処分に伴う調整

D2種優先株式発行後、下記(ア)及び(イ)に掲げる事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合若しくは変更を生じる可能性がある場合又は自己株式を処分する場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」①及び②に定める取得価額(以下「取得価額」という。)を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記(ア)及び(イ)のそれぞれに定めるところによる。なお、調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(ア) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式(普通株式)を処分する場合(株式無償割当を除く。)。但し、D2種優先株式の取得請求権の行使又は潜在株式等の取得原因(潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

(イ) 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当による場合を含む。)。本号にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する(以下同じ。)。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)、潜在株式等取得価額が当該基準日及び効力発生日以降に確定する場合には、当該潜在株式等取得価額が確定した日に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\frac{\text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり}}{\text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}$$

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する普通株式である自己株式の数を控除した数を意味するものとする。

(但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は普通株式である自己株式の数変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)。当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記(イ)に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記(ア)及び(イ)に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当又は無償割当により行われる場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるD2種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当の目的で形式上株主割当又は無償割当以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役の決定(取締役会設置会社の場合には取締役会の決議)に基づきD2種優先株式の基準価額は同様に調整されるものとする。但し、本号による取得価額の調整は、当会社の役員又は従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行後における当該新株予約権の目的たる株式の数の累計が、当該発行の直後における株式総数(当該新株予約権の目的たる株式を含み、種類株式については、発行された当初の取得比率により普通株式に転換されていたと仮定する。)の15%に至るまで適用されないものとする。(なお、本但書の「株式」には、行使期間満了等により失効し又は当会社が取得した新株予約権の目的たる株式を含まないものとする。)

④ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役の決定(取締役会設置会社の場合には取締役会の決議)に基づき、合理的な範囲において取得価額若しくはD2種優先株式の基準価額又はその双方の調整を行うものとする。

(ア) 資本減少、時価を超える価額での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合

(イ) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合(但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。)

(ウ) 潜在株式等にかかる③(イ)に定める潜在株式等取得価額が修正される場合

(エ) 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額若しくは基準価額の調整が必要であると取締役(取締役会設置会社の場合には取締役会)が合理的に判断する場合

6. 普通株式と引換えにする取得条項

(1) 当会社は、C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかについて、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)。

その後の改正を含む。) 第2条第16項に規定する金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在するものへの上場(以下本「II C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の内容」において「株式公開」という。)の申請を行うことが当会社の取締役の決定(取締役会設置会社の場合には取締役会)によって可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合には、かかる日以降1ヶ月間以内の取締役(取締役会設置会社の場合には取締役会)が定める日をもって、発行済のC種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主に対し、当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数、その他の条件については、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「5. 基準価額及び取得価額の調整」を準用する。

(2) 前号に規定する場合において、C種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

7. 優先配当

当会社は、当会社が吸収分割をする場合において会社法(平成17年法律第86号)第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、又は当会社が新設分割をする場合において同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先分配金に相当する額、D種優先株式1株につき、D種優先分配金に相当する額及びD2種優先株式1株につき、D2種優先分配金に相当する額の配当をする。当会社は、C種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額、D種優先株主等に対してD種優先分配金に相当する額全額及びD2種優先株主等に対してD種優先分配金に相当する額全額が配当された後、なお配当をするときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、A種優先分配金に相当する額及びB種優先株式1株につき、B種優先分配金に相当する額を同順位にて配当する。当会社がC種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額、D種優先分配金に相当する額全額及びD2種優先分配金に相当する額全額を配当し、かつ、A種優先株主等及びB種優先株主等に対しA種優先分配金に相当する額全額及びB種優先分配金に相当する額全額を配当した後、普通株主等に対して配当をするときは、同時に、普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等と同順位にて、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対して、C種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点における適用されるC種取得比率を乗じた額、D種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点における適用されるD種取得比率を乗じた額及びD2種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点における適用されるD2種取得比率を乗じた額の配当を行う。なお、本「7. 優先配当」に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

III 種類株主総会

(1) 当会社は、普通株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

(2) 当会社は、A種優先株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

(3) 当会社は、B種優先株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

IV 取締役の選任権

(1) 普通株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。

(2) A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。

(3) B種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。

(4) C種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。C種優先株主を構成員とする種類株主総会における取締役の選任決議は、C種優先株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(5) D種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。

(6) D2種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。

(7) 普通株主、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主を構成員として共同で開催する種類株主総会(以下「合同種類株主総会」という。)において、取締役4名を選任することができる。合同種類株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

普通株式 9万2501株
 A種優先株式 1500株
 B種優先株式 1900株
 C種優先株式 4099株
 D種優先株式 2043株
 D2種優先株式 663株

I A種優先株式及びB種優先株式の内容

1. 剰余金の配当

当会社は、剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）及びB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録株式質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。）、D種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種登録株式質権者」といい、D種優先株主と併せて「D種優先株主等」という。）及びD2種優先株式を有する株主（以下「D2種優先株主」という。）又はD2種優先株式の登録株式質権者（以下「D2種登録株式質権者」といい、D2種優先株主と併せて「D2種優先株主等」という。）と同順位にて、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につき、普通株式1株、C種優先株式1株、D種優先株式1株及びD2種優先株式1株についてする剰余金の配当の額と同額の剰余金の配当をする。

2. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（以下「A種優先分配金」という。）及びB種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（以下「B種優先分配金」という。）を同順位にて支払う。なお残余財産がある場合には、普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対して同順位にて分配を行う。この場合、A種優先株主等、B種優先株主等及び普通株主等は、A種優先株式、B種優先株式及び普通株式1株につき、それぞれ同額の残余財産の分配を受ける（この場合、A種優先株式及びB種優先株式は普通株式に転換されていたと仮定して、適切に調整される。）。

(2) A種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式の分割又は併合後の発行済株式総数を株式の分割又は併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする（以下本「I A種優先株式及びB種優先株式の内容」において同じ。）。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ) A種優先株主に割当を受ける権利を与えてA種優先株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。）を行ったときは、その都度、A種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

(ウ) 前（ア）及び（イ）における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) B種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) B種優先株式の分割又は併合が行われたときは、B種優先分配金は以下のとおり調整される。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ) B種優先株主に割当を受ける権利を与えてB種優先株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。）を行ったときは、その都度、B種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行B種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（B種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行B種優先株式数」は「処分する自己株式（B種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行B種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行B種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行B種優先株式数} + \text{新発行B種優先株式数}}$$

既発行B種優先株式数+新発行B種優先株式数

(ウ) 前 (ア) 及び (イ) における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1) A種優先株主は、A種優先株式取得日以降、当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

① 当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき金20,000円とする。

② 取得価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てする場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数(但し自己株式を除く)」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数(但し自己株式を除く)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割後発行済株式数}}{\text{株式分割前発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

併合前発行済株式総数

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times$$

併合後発行済株式総数

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額または処分価額をもって当会社の普通株式を発行または自己株式(普通株式)を処分する場合(但し、潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。)に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求または一定の事由の発生による場合を除く。)、取得価額を次に定める算式

(以下、「A種株式取得価額調整式」という。)により調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、または、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行・} & & \text{新発行・} \\ & & \text{株式数} & + & \text{処分株式数} \\ & & & & \times \\ & & & & \text{新発行・処分における} \\ & & & & \text{1株あたりの払込金額} \\ \hline \text{調整後} & \text{調整前} & & & \text{調整前取得価額} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} & \times & \end{array}$$

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、

(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数または自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。))。

(iv) 調整前の取得価額(普通株式1株を取得するために当該株式、新株予約権もしくはその他の証券の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。)を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社を取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額をA種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合(ただし、目的となる株式を普通株式とし、当会社の取締役、監査役または従業員に対して普通株式を対象とした新株予約権を発行する場合を除く。))かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額をA種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の(i)乃至(iv)に該当する

場合には、当会社はA種株式株主に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、株主総会または取締役会の決議に基づき取得価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、当会社の発行済株式数(ただし、当会社が保有する当会社の株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権もしくはその他の証券について、普通株式を取得し得る可能性のある期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権もしくはその他の証券すべてを当会社が取得し引換えに普通株式を交付した場合を除く。

(iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、A種株式株主に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③ 取得請求権の行使によりA種優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数

(a) A種株式1株の取得請求権の行使により交付される当会社の株式の株式数は、次のとおりとする。

当初取得価額

A種優先株式に対して交付される普通株式数＝

取得価額

但し、当初取得価額は、A種株式につき株式分割、株式無償割当て、株式併合またはこれに類する事由があった場合には、当会社の取締役会において各比率に応じて適切に調整される。

(b) 取得請求権の行使の結果交付すべき総株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

(2) B種優先株主は、B種優先株式取得日以降、当会社に対して、B種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

① 当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき金100,000円とする。

② 取得価額の調整

(a) B種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てする場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数(但し自己株式を除く)」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数(但し自己株式を除く)」とそれぞれ読み替える。

株式分割前発行済株式数

調整後取得価額＝調整前取得価額×

株式分割後発行済株式数

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

併合前発行済株式総数

調整後取得価額＝調整前取得価額×

併合後発行済株式総数

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額または処分価額をもって当会社の普通株式を発行または自己株式(普通株式)を処分する場合(但し、潜在株式等

(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。)に基づき当会社が普通株式を交付する場合を除く。)、取得価額を次に定める算式(以下、「B種株式取得価額調整式」という。)により調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、または、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

既発行 新発行・ 新発行・処分における
処分株式数 × 1株あたりの払込金額

株式数 + 調整前取得価額

調整後 調整前
取得価額 = 取得価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{調整前取得価額}}$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、

(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数または自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

(iv) 調整前の取得価額（普通株式1株を取得するために当該株式、新株予約権もしくはその他の証券の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。）を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額をB種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（ただし、目的となる株式を普通株式とし、当会社の取締役、監査役または従業員に対して普通株式を対象とした新株予約権を発行する場合を除く。）かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額をB種株式取得価額調整式により調整する。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の(i)乃至(iv)に該当する場合には、当会社はB種優先株主に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、株主総会または取締役会の決議に基づき取得価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、当会社の発行済株式数（ただし、当会社が保有する当会社の株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権もしくはその他の証券について、普通株式を取得し得る可能性のある期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権もしくはその他の証券すべてを当会社が取得し引換えに普通株式を交付した場合を除く。

(iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、B種優先株主に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③ 取得請求権の行使によりB種優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数

(a) B種優先株式1株の取得請求権の行使により交付される当会社の株式の株式数は、次のとおりとする。

当初取得価額

B種優先株式に対して交付される普通株式数 = $\frac{\text{取得価額}}{\text{当初取得価額}}$

但し、当初取得価額は、B種優先株式につき株式分割、株式無償割当て、株式併合またはこれに類する事由があった場合には、当会社の取締役会において各比率に応じて適切に調整される。

(b) 取得請求権の行使の結果交付すべき総株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

4. 普通株式と引換えにする取得条項

(1) 当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかについて、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在するものへの上場（以下本「I A種優先株式及びB種優先株式の内容」において「株式公開」という。）の申請を行うことが当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会）によって可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合には、かかる日以降1ヶ月間以内の取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が定める日をもって、発行済のA種優先株式及びB種優先株式の全部を取得し、引換えにA

種優先株主及びB種優先株主に対し、当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数、その他の条件については、「3. 普通株式と引換えにする取得請求権」を準用する。

(2) 前号に規定する場合において、A種優先株主及びB種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

5. 優先配当

当会社は、当会社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、又は当会社が新設分割をする場合において同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先分配金に相当する額、D種優先株式1株につき、D種優先分配金に相当する額及びD2種優先株式1株につき、D2種優先分配金に相当する額の配当をする。当会社は、C種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額、D種優先株主等に対してD種優先分配金に相当する額全額及びD2種優先株主等に対してD2種優先分配金に相当する額全額が配当された後、なお配当をするときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、A種優先分配金に相当する額及びB種優先株式1株につき、B種優先分配金に相当する額を同順位にて配当する。当会社がC種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額、D種優先分配金に相当する額全額及びD2種優先分配金に相当する額全額を配当し、かつ、A種優先株主等及びB種優先株主等に対しA種優先分配金に相当する額全額及びB種優先分配金に相当する額全額を配当した後、普通株主等に対して配当をするときは、同時に、普通株主等、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等と同順位にて、A種優先株主等及びB種優先株主等に対して、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の配当を行う。（この場合、A種優先株式及びB種優先株式は普通株式に転換されていたと仮定して、適切に調整される。）なお、本「5. 優先配当」に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

II C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の内容

1. 剰余金の配当

当会社は、剰余金の配当をするときは、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対し、普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等と同順位にて、C種優先株式1株、D種優先株式1株及びD2種優先株式1株につき、普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株についてする剰余金の配当の額と同額の剰余金の配当をする。

2. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対し、普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額の1.0倍に相当する額（以下「C種優先残余財産分配額」という。）に、未払の剰余金の配当（剰余金の配当を行う旨の株主総会決議があった場合に限る。）があればその額（以下「C種未払配当金」という。）を加えた額（以下併せて「C種優先分配金」という。）の金銭、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額の1.0倍に相当する額（以下「D種優先残余財産分配額」という。）に、未払の剰余金の配当（剰余金の配当を行う旨の株主総会決議があった場合に限る。）があればその額（以下「D種未払配当金」という。）を加えた額（以下併せて「D種優先分配金」という。）の金銭及びD2種優先株式1株につき、D2種優先株式1株当たりの払込金額相当額の1.0倍に相当する額（以下「D2種優先残余財産分配額」という。）に、未払の剰余金の配当（剰余金の配当を行う旨の株主総会決議があった場合に限る。）があればその額（以下「D2種未払配当金」という。）を加えた額（以下併せて「D2種優先分配金」という。）の金銭を同順位にて支払う。

(2) 当会社は、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対してC種優先分配金の全額、D種優先分配金の全額及びD2種優先分配金の全額が分配された後、なお残余財産があるときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、A種優先分配金及びB種優先株式1株につき、B種優先分配金を同順位にて支払う。それでもなお残余財産がある場合には、普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対して同順位にて分配を行う。この場合、当会社は、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対しては、C種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産にC種取得比率（「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」において定義する。）を乗じた額と同額、D種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産にD種取得比率（「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」において定義する。）を乗じた額と同額及びD2種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産にD2種取得比率（「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」において定義する。）を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

(3) C種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

(ア) C種優先株式の分割又は併合が行われたときは、C種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式の分割又は併合後の発行済株式総数を株式の分割又は併合前の発行済株式総数で除した数を意

味するものとする（以下本「Ⅱ C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の内容」において同じ。）。

1

調整後分配額＝当該調整前分配額×

分割・併合の比率

（イ）C種優先株主に割当を受ける権利を与えてC種優先株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。）を行ったときは、その都度、C種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行C種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（C種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行C種優先株式数」は「処分する自己株式（C種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

既発行C種 当該調整 新発行C種 1株当たり
優先株式数×前分配額+優先株式数×払込金額

調整後分配額＝

既発行C種優先株式数+新発行C種優先株式数

（ウ）前（ア）及び（イ）における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（4）D種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

（ア）D種優先株式の分割又は併合が行われたときは、D種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式の分割又は併合後の発行済株式総数を株式の分割又は併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする（以下本「Ⅱ C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の内容」において同じ。）。

1

調整後分配額＝当該調整前分配額×

分割・併合の比率

（イ）D種優先株主に割当を受ける権利を与えてD種優先株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。）を行ったときは、その都度、D種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行D種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（D種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行D種優先株式数」は「処分する自己株式（D種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

既発行D種 当該調整 新発行D種 1株当たり
優先株式数×前分配額+優先株式数×払込金額

調整後分配額＝

既発行D種優先株式数+新発行D種優先株式数

（ウ）前（ア）及び（イ）における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（5）D2種優先分配金は、下記の定めに従い調整される。

（ア）D2種優先株式の分割又は併合が行われたときは、D2種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式の分割又は併合後の発行済株式総数を株式の分割又は併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする（以下本「Ⅱ C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の内容」において同じ。）。

1

調整後分配額＝当該調整前分配額×

分割・併合の比率

（イ）D2種優先株主に割当を受ける権利を与えてD2種優先株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。）を行ったときは、その都度、D2種優先分配金は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行D2種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（D2種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行D2種優先株式数」は「処分する自己株式（D2種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

既発行D2種 当該調整 新発行D2種 1株当たり
優先株式数 ×前分配額+優先株式数 ×払込金額

調整後分配額＝

既発行D2種優先株式数+新発行D2種優先株式数

（ウ）前（ア）及び（イ）における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 金銭を対価とする取得請求権

（1）C種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間（以下、本「3. 金銭を対価とする取得請求権」において「取得請求期間」という。）に限り、保有するC種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに下記の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。この請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

① C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の取得と引換えに交付される1株あたりの金銭（以下、本「3. 金銭を対価とする取得請求権」において「取得金額」という。）は、取得請求期間の初日におけるC種優先分配金、D種優先分配金及びD2種優先分配金と同額の金銭に、同日に当会社を清算したと仮定した場合の「2. 残余財産の分配」（2）の定めに従って算定される

C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等が支払いを受ける金額を加算した金額とする。但し、取得請求を行ったC種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額をもって取得金額とする。

② (1) 柱書に定めるC種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主からの請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式に優先して、請求の対象となったC種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をC種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主に同順位にて支払うものとする。

(2) (1)に定めるほか、当会社が会社法第156条から第165条まで(株主との合意による取得)の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、C種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主は、同順位にて、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式に優先してC種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

4. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1) C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、保有するC種優先株式の全部又は一部につき、当会社がC種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下、本「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「5. 基準価額及び取得価額の調整」において「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

① C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「C種取得比率」という。)は次のとおりとする。なお、かかる取得請求権の行使により各C種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行わない。

C種優先株式の基準価額

C種取得比率＝ $\frac{\text{取得価額}}{\text{C種優先株式の基準価額}}$

② 前号のC種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は、243,983円とする。

(2) D種優先株主は、D種優先株主となった時点以降いつでも、保有するD種優先株式の全部又は一部につき、当会社がD種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下、本「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「5. 基準価額及び取得価額の調整」において「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

① D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

D種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「D種取得比率」という。)は次のとおりとする。なお、かかる取得請求権の行使により各D種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行わない。

D種優先株式の基準価額

D種取得比率＝ $\frac{\text{取得価額}}{\text{D種優先株式の基準価額}}$

② 前号のD種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は、131,784円とする。

(3) D2種優先株主は、D2種優先株主となった時点以降いつでも、保有するD2種優先株式の全部又は一部につき、当会社がD2種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利

(以下、本「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「5. 基準価額及び取得価額の調整」において「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

① D2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

D2種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「D2種取得比率」という。)は次のとおりとする。なお、かかる取得請求権の行使により各D2種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行わない。

D2種優先株式の基準価額

D2種取得比率＝ $\frac{\text{取得価額}}{\text{D2種優先株式の基準価額}}$

② 前号のD2種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は、105,428円とする。

5. 基準価額及び取得価額の調整

(1) 「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

① 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てする場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数(但し自己株式を除く)」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数(但し自己株式を除く)」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額＝調整前取得価額× $\frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}}$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

② 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

併合前発行済株式総数

調整後取得価額＝調整前取得価額×

併合後発行済株式総数

③ 株式等の発行又は処分に伴う調整

C種優先株式発行後、下記（ア）及び（イ）に掲げる事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合若しくは変更を生じる可能性がある場合又は自己株式を処分する場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」①及び②に定める取得価額（以下「取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記（ア）及び（イ）のそれぞれに定めるところによる。なお、調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（ア）調整前の取得価額を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式（普通株式）を処分する場合（株式無償割当てを除く。）。但し、C種優先株式の取得請求権の行使又は潜在株式等の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

（イ）調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）。本号にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する（以下同じ。）。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）、潜在株式等取得価額が当該基準日及び効力発生日以降に確定する場合には、当該潜在株式等取得価額が確定した日に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

既発行 当該調整前 新発行 1株当たり
株式数×取得価額 + 株式数×払込金額

調整後取得価額＝

既発行株式数+新発行株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する普通株式である自己株式の数を控除した数を意味するものとする。

（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は普通株式である自己株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記（イ）に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記（ア）及び（イ）に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当又は無償割当により行われる場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当の目的で形式上株主割当又は無償割当以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づきC種優先株式の基準価額は同様に調整されるものとする。但し、本号による取得価額の調整は、当会社の役員又は従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行後における当該新株予約権の目的たる株式の累計が、当該発行の直後における株式総数（当該新株予約権の目的たる株式を含み、種類株式については、発行された当初の取得比率により普通株式に転換されていたと仮定する。）の15%に至るまで適用されないものとする（なお、本但書の「株式」には、行使期間満了等により失効し又は当会社が取得した新株予約権の目的たる株式を含まないものとする。）。④ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額若しくはC種優先株式の基準価額又はその双方の調整を行うものとする。

（ア）資本減少、時価を超える価額での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合

（イ）潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合（但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。）。

（ウ）潜在株式等にかかる③（イ）に定める潜在株式等取得価額が修正される

場合

(エ) 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額若しくは基準価額の調整が必要であると取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が合理的に判断する場合

(2) 「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるD種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

① 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てする場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数（但し自己株式を除く）」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数（但し自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割後発行済株式数}}{\text{株式分割前発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

② 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式総数}}{\text{併合後発行済株式総数}}$$

③ 株式等の発行又は処分に伴う調整

D種優先株式発行後、下記（ア）及び（イ）に掲げる事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合若しくは変更を生じる可能性がある場合又は自己株式を処分する場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」①及び②に定める取得価額（以下「取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記（ア）及び（イ）のそれぞれに定めるところによる。なお、調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（ア）調整前の取得価額を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式（普通株式）を処分する場合（株式無償割当てを除く。）。但し、D種優先株式の取得請求権の行使又は潜在株式等の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

（イ）調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）。本号にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する（以下同じ。）。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）、潜在株式等取得価額が当該基準日及び効力発生日以降に確定する場合には、当該潜在株式等取得価額が確定した日に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり} \times \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

調整後取得価額＝

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する普通株式である自己株式の数を控除した数を意味するものとする。

（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は普通株式である自己株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記（イ）に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記（ア）及び（イ）に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当又は無償割当により行われる場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるD種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当の目的で形式上株主割当又は無償割当以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づきD種優先株式の基準価額は同様に調整されるものとする。但し、本号による取得価額の調整は、当会社の役員又は従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行後における当該新株予約権の目的たる株式の数

の累計が、当該発行の直後における株式総数（当該新株予約権の目的たる株式を含み、種類株式については、発行された当初の取得比率により普通株式に転換されていたと仮定する。）の15%に至るまで適用されないものとする（なお、本但書の「株式」には、行使期間満了等により失効し又は当会社が取得した新株予約権の目的たる株式を含まないものとする。）。

④ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額若しくはD種優先株式の基準価額又はその双方の調整を行うものとする。

（ア）資本減少、時価を超える価額での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合

（イ）潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合（但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。）

（ウ）潜在株式等にかかる③（イ）に定める潜在株式等取得価額が修正される場合

（エ）上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額若しくは基準価額の調整が必要であると取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が合理的に判断する場合

（3）「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるD2種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

① 当会社が株式分割または株式無償割当てにより当会社の株式を発行または割当てる場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済株式数」は「無償割当て前発行済株式数（但し自己株式を除く）」と、「株式分割後発行済株式数」は「無償割当て後発行済株式数（但し自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割後発行済株式数}}{\text{株式分割前発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

② 当会社が株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式総数}}{\text{併合後発行済株式総数}}$$

③ 株式等の発行又は処分に伴う調整

D2種優先株式発行後、下記（ア）及び（イ）に掲げる事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合若しくは変更を生じる可能性がある場合又は自己株式を処分する場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」①及び②に定める取得価額（以下「取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記（ア）及び（イ）のそれぞれに定めるところによる。なお、調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（ア）調整前の取得価額を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式（普通株式）を処分する場合（株式無償割当てを除く。）。但し、D2種優先株式の取得請求権の行使又は潜在株式等の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日があるときはその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

（イ）調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）。本号にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する（以下同じ。）。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日がある場合はその日、それ以外の場合は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）、潜在株式等取得価額が当該基準日及び効力発生日以降に確定する場合には、当該潜在株式等取得価額が確定した日に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}$$

調整後取得価額 = $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する普通株式である自己株式の数を控除した数を意味するものとする。

（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は普通株式である自己株式の数変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記（イ）に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。上記（ア）及び（イ）に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当又は無償割当により行われる場合は、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるD2種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当の目的で形式上株主割当又は無償割当以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づきD2種優先株式の基準価額は同様に調整されるものとする。但し、本号による取得価額の調整は、当会社の役員又は従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行後における当該新株予約権の目的たる株式の数の累計が、当該発行の直後における株式総数（当該新株予約権の目的たる株式を含み、種類株式については、発行された当初の取得比率により普通株式に転換されていたと仮定する。）の15%に至るまで適用されないものとする（なお、本但書の「株式」には、行使期間満了等により失効し又は当会社が取得した新株予約権の目的たる株式を含まないものとする。）。

④ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額若しくはD2種優先株式の基準価額又はその双方の調整を行うものとする。

（ア）資本減少、時価を超える価額での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合

（イ）潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合（但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。）

（ウ）潜在株式等にかかる③（イ）に定める潜在株式等取得価額が修正される場合

（エ）上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額若しくは基準価額の調整が必要であると取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が合理的に判断する場合

6. 普通株式と引換えにする取得条項

（1）当会社は、C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかについて、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在するものへの上場（以下本「II C種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の内容」において「株式公開」という。）の申請を行うことが当会社の取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会）によって可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合には、かかる日以降1ヶ月間以内の取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が定める日をもって、発行済のC種優先株式、D種優先株式及びD2種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主に対し、当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数、その他の条件については、「4. 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「5. 基準価額及び取得価額の調整」を準用する。

（2）前号に規定する場合において、C種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

7. 優先配当

当会社は、当会社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、又は当会社が新設分割をする場合において同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先分配金に相当する額、D種優先株式1株につき、D種優先分配金に相当する額及びD2種優先株式1株につき、D2種優先分配金に相当する額の配当をする。当会社は、C種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額、D種優先株主等に対してD種優先分配金に相当する額全額及びD2種優先株主等に対してD種優先分配金に相当する額全額が配当された後、なお配当をするときは、A種優先株主等及びB種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、A種優先分配金に相当する額及びB種優先株式1株につき、B種優先分配金に相当する額を同順位にて配当する。当会社がC種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対してC種優先分配金に相当する額全額、D種優先分配金に相当する額全額及びD2種優先分配金に相当する額全額を配当し、かつ、A種優先株主等及びB種優先株主等に対しA種優先分配金に相当する額全額及びB種優先分配金に相当する額全額を配当した後、普通株主等に対して配当をするときは、同時に、普通株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等と同順位にて、C種優先株主等、D種優先株主等及びD2種優先株主等に対して、C種優先株式1株当たり、普通株式1

	株当たりの配当額に、その時点における適用されるC種取得比率を乗じた額、D種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点における適用されるD種取得比率を乗じた額及びD2種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当額に、その時点における適用されるD2種取得比率を乗じた額の配当を行う。なお、本「7. 優先配当」に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 Ⅲ 種類株主総会 (1) 当会社は、普通株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。 (2) 当会社は、A種優先株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。 (3) 当会社は、B種優先株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。 Ⅳ 取締役の選任権 (1) 普通株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。 (2) A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。 (3) B種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。 (4) C種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。C種優先株主を構成員とする種類株主総会における取締役の選任決議は、C種優先株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 (5) D種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。 (6) D2種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役を選任することはできない。 (7) 普通株主、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びD2種優先株主を構成員として共同で開催する種類株主総会（以下「合同種類株主総会」という。）において、取締役4名を選任することができる。合同種類株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 令和 7年12月15日変更 令和 7年12月26日登記	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 令和 3年 7月 1日変更 令和 3年 8月13日登記	
役員に関する事項	取締役 古 田 奎 輔	令和 4年 6月28日重任
		令和 4年 7月12日登記
	取締役 古 田 奎 輔	令和 6年 6月24日重任
		令和 6年 7月 1日登記
	取締役 古 田 奎 輔	令和 8年 6月29日重任
		令和 8年 7月 3日登記
	取締役 花 城 昂 平	令和 4年 6月28日重任
		令和 4年 7月12日登記
		令和 6年 3月31日辞任
		令和 6年 4月 2日登記
	取締役 宇 田 川 悠	令和 4年 6月28日就任
		令和 4年 7月12日登記
	取締役 宇 田 川 悠	令和 6年 6月24日重任
		令和 6年 7月 1日登記
	取締役 宇 田 川 悠	令和 8年 6月29日重任
		令和 8年 7月 3日登記
	東京都港区三田一丁目11番21号 代表取締役 古 田 奎 輔	令和 4年 6月28日重任

	東京都港区白金三丁目5番7号 代表取締役 古田 奎 輔 東京都目黒区 代表取締役 古田 奎 輔 東京都目黒区 代表取締役 古田 奎 輔	令和 4年 7月12日登記 令和 6年 6月24日重任 令和 6年 7月 1日登記 令和 7年 7月10日住所 移転 令和 7年 8月25日登記 令和 8年 6月29日重任 令和 8年 7月 3日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。 令和 3年 7月 1日変更 令和 3年 8月13日登記	
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 232個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式232株 新株予約権1個につき目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。 なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{分割（または併合）の比率}}{\text{分割・併合の比率}}$ また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償とする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額20,000円（以下「行使価額」という。）に新株予約権にかかる付与株式数を乗じた金額とする。 なお、新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{調整前行使価額}}$ 上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。 さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。 新株予約権を行使することができる期間 2019年4月1日から2027年3月28日まで 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権の1個の一部行使は認めないものとする。 ②新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社またはその子会社の取締役、監査役	

または使用人（以下「当社役員等」という。）の地位を有することを要し、当社役員等の地位を失った場合は行使できないものとする。なお、新株予約権者が当社役員等の地位を失った後、再度当社役員等の地位を得た場合であっても、新株予約権の行使はできないものとする。

③新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。

また、上場後2年間に新株予約権者が行使可能な新株予約権の数は、1年目は割当数の1/3まで、2年目は割当数の2/3までとする。この比率を乗ずることにより生じる1個未満の端数は切り捨てる。ただし、以下のいずれかの事由が発生した場合には、新株予約権者は上場前においても新株予約権の全てを権利行使できるものとする。

(a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会（当社が取締役会設置会社となり、かつ、株主総会決議が不要の場合は、「取締役会」と読み替える。）で承認された場合

(b) 当社の議決権の過半数に相当する株式が第三者に対して一括して譲渡されることが当社に承認された場合

(c) 当社の事業の全部または重要な一部の第三者への譲渡が株主総会（当社が取締役会設置会社となり、かつ、株主総会決議が不要の場合は、「取締役会」と読み替える。）で承認された場合

④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできない。

⑤新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

⑥新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①以下のいずれかの事由が発生した場合には、当社は株主総会の決議（当社が取締役会設置会社となった場合は、「取締役会の決議」と読み替える。）により別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会（当社が取締役会設置会社となり、かつ、株主総会決議が不要の場合は、「取締役会」と読み替える。）で承認された場合

(b) 当社の議決権の過半数に相当する株式が第三者に対して一括して譲渡されることが当社に承認された場合

(c) 当社の事業の全部または重要な一部の第三者への譲渡が株主総会（当社が取締役会設置会社となり、かつ、株主総会決議が不要の場合は、「取締役会」と読み替える。）で承認された場合

②以下のいずれかに該当する事由が発生した場合には、当社は株主総会の決議（当社が取締役会設置会社となった場合は、「取締役会の決議」と読み替える。）により別途定める日に、当該事由が生じた者が有する新株予約権を無償で取得することができる。

(a) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合

(c) 当社または当社の子会社の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または論旨退職の制裁を受けた場合

(d) 新株予約権者が当社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、またはその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

(e) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合

(f) 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合

(g) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流もしくは関与を行っていることが判明した場合

(h) 新株予約権者が新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

平成29年 3月30日発行

平成29年 4月 6日登記

令和5年4月10日第1回新株予約権全部放棄

令和 5年 4月24日登記

第3回新株予約権
新株予約権の数
630個
380個

令和 6年 3月31日変更

令和 6年 4月 2日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とする。ただし、新株予約権1個あたりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあるものとする。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は会社法第180条第2項第2号に基づく株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て、合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金300円（以下「行使価額」という。）とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

(2) 会社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、会社分割及び株式交付に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、第5項における各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

ア 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

イ 「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

既発行株式数 + $\frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}$

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{時価}}$

ウ 上記算式については下記の定めに従うものとする。

① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。

②会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 上記(2)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 会社が合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われないものとする。

新株予約権を行使することができる期間

行使期間は、令和7年4月11日から令和15年4月10日までとする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件等は、以下のとおりとする。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、会社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 上記(2)にかかわらず、会社の支配権が移転するとき((i)会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付(以下総称して「組織再編行為」という。))について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議(会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定))が行われたとき、又は(ii)会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(会社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立したときをいう。)は、権利者は、割当新株予約権の全部を行使できるものとする。ただし、当該組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(4) 新株予約権の行使は新株予約権1個単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(6) 新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

会社は、以下に基づき新株予約権を取得することができる。会社は、以下に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議(会社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の過半数の決定)により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議(会社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の過半数の決定)により取得する新株予約権を決定するものとする。

(1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付(以下、総称して「組織再編行為」という。))について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議(会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定))が行われたとき、又は会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(会社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立したときは、会社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の新株

- 予約権を無償で取得することができる。
- ア 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- イ 権利者が会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ウ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を毀損した場合
- エ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- オ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- カ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- キ 権利者が法人である場合において、権利者につき解散の決議が行われた場合
- ク 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ケ 権利者が以下のいずれの身分をも喪失した場合
- ① 会社又は子会社の取締役又は執行役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- コ 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは執行役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
- ① 自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役又は執行役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

令和 5 年 4 月 1 1 日発行

令和 5 年 4 月 2 4 日登記

第1回J-KISS型新株予約権

新株予約権の数

50個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(a) 本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）

は、当会社のC種優先株式とする（但し、C種優先株式の発行価額が転換価額と異なる場合には、C種優先株式の内容につき、1株あたり残余財産優先分配額及び当該株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額が転換価額と等しくなるように適切に調整され、その他必要な調整が行われたC種優先株式とは異なる種類株式とする。）。但し、次回株式資金調達（第

(2) (a) (x) 号に定義される。以下同じ。）において発行される株式が普通株式及びC種優先株式以外の種類株式である場合には、以下のいずれかとする。

(x) 当該種類株式の発行価額が転換価額（第(2) (a) 号に定義される。以下同じ。）と同一の場合には、当該種類株式

(y) 当該種類株式の発行価額が転換価額と異なる場合には、当該種類株式の内容につき、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額が転換価額と等しくなるよう適切に調整され、その他必要な調整が行われた当該種類株式とは異なる種類株式

(b) 本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額（「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないと定める旨」に定める額をいう。以下同じ。）の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額

(a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）をいう。

(x) 割当日以降に資金調達を目的として当会社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が100,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）における1株あたりの発行価額に0.8を乗じた額

- (y) 2,000,000,000円（以下「ポストキャップ」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額
- なお、本第（2）（a）号及び同（b）号における「完全希釈化後株式数」とは、下記（i）から（iv）に定める、当会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利並びに未発行新株予約権（本第（2）（a）（y）号（iii）に定義される。）（以下、総称して「株式等」という。）の合計数（但し、当社が保有する株式等を除く。）であって、下記算式によって求められる数（小数点以下切捨て）をいう。但し、当該合計数の算出及び下記算式において、同一の株式等は重複して加算しないものとし、また、普通株式以外の株式等についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定する。
- また、当該合計数の算出及び下記算式において、本新株予約権及び／又は転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権（但し、完全希釈化後株式数を算出するにあたって、当該新株予約権の数が含まれるものに限る。以下「同種新株予約権」という。）につき、本第（2）（a）（x）号の額及び／又は同種新株予約権におけるこれに相当する額が当該新株予約権の転換価額となる場合は、当該新株予約権は、本新株予約権及び／又は同種新株予約権に含まれないものとし、その時点で全て当該転換価額において普通株式に転換され普通株式が発行されたものと仮定し、当該合計数及び下記算式に従って再度算出を行うものとする。
- (i) 発行済みの普通株式及び種類株式
- (ii) 発行又は付与済みの新株予約権（但し、下記（iv）に該当するものを除く。）、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利
- (iii) 当社において発行を予定しているが未発行の新株予約権（以下「未発行新株予約権」という。なお、未発行新株予約権には、未発行のオプション・プール（付与されていないが、株主総会決議、取締役会決議、当社との新株予約権付与契約等の締結、当社と当会社の株主との株主間契約等の締結等によって、将来において付与可能な状態で留保され又は付与が約束されている一定数の新株予約権をいう。以下同じ。）を含むが、次回株式資金調達に関連してオプション・プールが増加する場合には、当該増加分を含まないものとする。）
- (iv) 本新株予約権及び同種新株予約権

$$\text{完全希釈化後株式数} = \frac{\text{除外完全希釈化後株式数}}{1 - (\text{本新株予約権転換後下限比率} + \text{同種新株予約権転換後下限比率})}$$

なお、上記算式で使用される各用語は以下に定める意味を有する。

- (A) 「除外完全希釈化後株式数」とは、本第（2）（a）（y）号の（i）から（iii）の合計数（但し、当社が保有する株式等を除く。）をいう。
- (B) 「本新株予約権転換後下限比率」とは、本新株予約権の発行価額に本新株予約権の総数（但し、当社が保有する本新株予約権を除く。）を乗じて得られる金額を、ポストキャップで除して得られる数をいう。
- (C) 「同種新株予約権転換後下限比率」とは、同種新株予約権の1個あたりの発行価額に当該同種新株予約権の総数（但し、当社が保有する当該同種新株予約権を除く。）を乗じて得られる金額を、当該同種新株予約権のポストキャップに相当する額で除して得られる数をいう。但し、当該同種新株予約権が複数ある場合は、複数の当該同種新株予約権について、それぞれ本（C）項本文に従い得られる数を合計した数をいうものとする。
- (b) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日（以下「転換期限」という。）以降における転換価額は、ポストキャップを「新株予約権の行使の条件」（b）号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。
- (c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合における転換価額は、ポストキャップを当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。
- なお、第（2）（a）（y）号にかかわらず、本第（2）（c）号における「完全希釈化後株式数」とは、下記（i）から（iii）に定める株式等の合計数（但し、当社が保有する株式等を除く。）で

あって、第(2)(a)(v)号に定める算式によって求められる数(小数点以下切捨て)をいう。また、当該算出にあたっては、「除外完全希釈化後株式数」とは、下記(i)及び(ii)の合計数(但し、当会社が保有する株式等を除く。)とする。

(i) 発行済みの普通株式及び種類株式

(ii) 発行又は付与済みの新株予約権(本新株予約権及び同種新株予約権を除く。以下本(ii)において同じ。)、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利(但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利の保有者が、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利の内容に従い、当会社の株式以外の対価を当会社から受領する場合、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利を除く。)

(iii) 本新株予約権及び同種新株予約権(但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの当該新株予約権の保有者が、当該新株予約権の内容に従い、当会社の株式以外の対価を当会社から受領する場合、当該新株予約権を除く。)

また、「支配権移転取引等」とは、(i)当会社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii)合併、株式交換、株式移転又は株式交付(但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iii)吸収分割又は新設分割(但し、当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iv)当会社の株式等の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における当会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)、(v)当会社の解散若しくは清算、又は(vi)金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)第2条第16項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものの上場されることをいう。但し、かかる行為が当会社の持株会社(当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(a) 本新株予約権の目的たる株式の種類(以下「転換対象株式」という。)は、当会社のD2種優先株式とする。

(b) 本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、行使する本新株予約権の発行価額(「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」に定める額をいう。以下同じ。)の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額「転換価額」は、105,428円とする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権1個あたり100万円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合はこの限りではない。

(b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権(同種新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。)の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

(a) 本新株予約権は、次回株式資金調達(割当日以降に資金調達を目的として当会社が行う(一連の)株式の発行(当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が100,000,000円以上のものに限る。))を指し、以下同じとする。)が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限(割当日の18ヶ月後の応当日を指し、以下同じとする。)までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合はこの限りではない。「支配権移転取引等」とは、(i)当会社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii)合併、株式交換、株式移転又は株式交付(但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iii)吸収分割又は新設分割(但し、当会社の事業の全

部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、（iv）当会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）、（v）当会社の解散若しくは清算、又は（vi）金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものの上場されることをいう。但し、かかる行為が当会社の持株会社（当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

（b）前（a）号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権（同種新株予約権（転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を指すものとする。）を含む。以下本（b）号において同じ。）の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

（1）株式を対価とする本新株予約権の取得条項

当会社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するものとし、当会社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

（2）金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の2倍に相当する金銭を交付する。

（1）株式を対価とする本新株予約権の取得条項

当会社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日その他の日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するものとし、当会社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

（2）金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の2倍に相当する金銭を交付する。

令和	5年10月31日発行
令和	5年11月6日登記
令和	7年3月27日変更
令和	7年4月8日登記

令和7年3月31日新株予約権全部行使

令和7年4月8日登記

第2回J-KISS型新株予約権

新株予約権の数

20個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

（a）本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は、当会社のC種優先株式とする（但し、C種優先株式の発行価額が転換価額と異なる場合には、C種優先株式の内容につき、1株あたり残余財産優先分配額及び当該株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額が転換価額と等しくなるように適切に調整され、その他必要な調整が行われたC種優先株式とは異なる種類株式とする。）。但し、次回株式資金調達（第（2）（a）（x）号に定義される。以下同じ。）において発行さ

れる株式が普通株式及びC種優先株式以外の種類株式である場合には、以下のいずれかとする。

- (x) 当該種類株式の発行価額が転換価額（第（2）（a）号に定義される。以下同じ。）と同一の場合には、当該種類株式
- (y) 当該種類株式の発行価額が転換価額と異なる場合には、当該種類株式の内容につき、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額が転換価額と等しくなるよう適切に調整され、その他必要な調整が行われた当該種類株式とは異なる種類株式

- (b) 本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額（「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」に定める額をいう。以下同じ。）の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額

- (a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）をいう。

- (x) 割当日以降に資金調達を目的として当会社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が100,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）における1株あたりの発行価額に0.8を乗じた額

- (y) 2,000,000,000円（以下「ポストキャップ」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額

なお、本第（2）（a）号及び同（b）号における「完全希釈化後株式数」とは、下記（i）から（iv）に定める、当会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利並びに未発行新株予約権（本第（2）

- (a)（y）号（iii）に定義される。）（以下、総称して「株式等」という。）の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）であって、下記算式によって求められる数

（小数点以下切捨て）をいう。但し、当該合計数の算出及び下記算式において、同一の株式等は重複して加算しないものとし、また、普通株式以外の株式等についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定する。

また、当該合計数の算出及び下記算式において、本新株予約権及び／又は転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権（但し、完全希釈化後株式数を算出するにあたって、当該新株予約権の数が含まれるものに限る。以下「同種新株予約権」という。）につき、本第（2）（a）

- (x) 号の額及び／又は同種新株予約権におけるこれに相当する額が当該新株予約権の転換価額となる場合は、当該新株予約権は、本新株予約権及び／又は同種新株予約権に含まれないものとし、その時点で全て当該転換価額において普通株式に転換され普通株式が発行されたものと仮定し、当該合計数及び下記算式に従って再度算出を行うものとする。

- (i) 発行済みの普通株式及び種類株式

- (ii) 発行又は付与済みの新株予約権（但し、下記（iv）に該当するものを除く。）、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利

- (iii) 当会社において発行を予定しているが未発行の新株予約権（以下「未発行新株予約権」という。なお、未発行新株予約権には、未発行のオプション・プール（付与されていないが、株主総会決議、取締役会決議、当会社との新株予約権付与契約等の締結、当会社と当会社の株主との株主間契約等の締結等によって、将来において付与可能な状態で留保され又は付与が約束されている一定数の新株予約権をいう。以下同じ。）を含むが、次回株式資金調達に関連してオプション・プールの増加する場合には、当該増加分を含まないものとする。）

- (iv) 本新株予約権及び同種新株予約権

記

完全希 除外完全希釈化後株式数

釈化後＝

株式数 $1 - \frac{\text{（本新株予約権転換後下限比率} + \text{同種新株予約権転換後下限比率）}}{\text{率}}$

なお、上記算式で使用される各用語は以下に定める意味を有する。

- (A) 「除外完全希釈化後株式数」とは、本第（2）（a）（y）号の（i）から（iii）の合計数（但し、当会社

が保有する株式等を除く。)をいう。

(B)「本新株予約権転換後下限比率」とは、本新株予約権の発行価額に本新株予約権の総数(但し、当社が保有する本新株予約権を除く。)を乗じて得られる金額を、ポストキャップで除して得られる数をいう。

(C)「同種新株予約権転換後下限比率」とは、同種新株予約権の1個あたりの発行価額に当該同種新株予約権の総数(但し、当社が保有する当該同種新株予約権を除く。)を乗じて得られる金額を、当該同種新株予約権のポストキャップに相当する額で除して得られる数をいう。但し、当該同種新株予約権が複数ある場合は、複数の当該同種新株予約権について、それぞれ本(C)項本文に従い得られる数を合計した数をいうものとする。

(b) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日(以下「転換期限」という。)以降における転換価額は、ポストキャップを「新株予約権の行使の条件」(b)号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(小数点以下切上げ)とする。

(c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合における転換価額は、ポストキャップを当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(小数点以下切上げ)とする。

なお、第(2)(a)(v)号にかかわらず、本第(2)(c)号における「完全希釈化後株式数」とは、下記(i)から(iii)に定める株式等の合計数(但し、当社が保有する株式等を除く。)であって、第(2)(a)(v)号に定める算式によって求められる数(小数点以下切捨て)をいう。また、当該算出にあたっては、「除外完全希釈化後株式数」とは、下記(i)及び(ii)の合計数(但し、当社が保有する株式等を除く。)とする。

(i) 発行済みの普通株式及び種類株式

(ii) 発行又は付与済みの新株予約権(本新株予約権及び同種新株予約権を除く。以下本(ii)において同じ。)、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利(但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利の保有者が、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利の内容に従い、当社の株式以外の対価を当社から受領する場合、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利を除く。)

(iii) 本新株予約権及び同種新株予約権(但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの当該新株予約権の保有者が、当該新株予約権の内容に従い、当社の株式以外の対価を当社から受領する場合、当該新株予約権を除く。)

また、「支配権移転取引等」とは、(i)当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii)合併、株式交換、株式移転又は株式交付(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iii)吸収分割又は新設分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iv)当社の株式等の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)、(v)当社の解散若しくは清算、又は(vi)金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)第2条第16項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場されることをいう。但し、かかる行為が当社の持株会社(当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(a) 本新株予約権の目的たる株式の種類(以下「転換対象株式」という。)は、当社のD2種優先株式とする。

(b) 本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する転換対象株式を処分する数は、行使する本新株予約権の発行価額(「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」に定める額をいう。以下同じ。)の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額「転換価額」は、105,428円とする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権1個あたり100万円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合はこの限りではない。

(b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権(同種新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。)の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

(a) 本新株予約権は、次回株式資金調達(割当日以降に資金調達を目的として当会社が行う(一連の)株式の発行(当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が100,000,000円以上のものに限る。))を指し、以下同じとする。)が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限(割当日の18ヶ月後の応当日を指し、以下同じとする。)までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合はこの限りではない。

「支配権移転取引等」とは、(i)当会社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii)合併、株式交換、株式移転又は株式交付(但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iii)吸収分割又は新設分割(但し、当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、

(iv)当会社の株式等の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における当会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)、(v)当会社の解散若しくは清算、又は(vi)金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)第2条第16項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場されることをいう。但し、かかる行為が当会社の持株会社(当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

(b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権(同種新株予約権

(転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を指すものとする。))を含む。以下本(b)号において同じ。)の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

当会社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会(当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するものとし、当会社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

(2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会(当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の2倍に相当する金銭を交付する。

(1) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

当会社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日その他の日であって当会社の株主総会(当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するものとし、当会社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

(2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会(当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の2倍に相当する金銭を交付する。

- (i) 発行済みの普通株式及び種類株式
- (ii) 発行又は付与済みの新株予約権（但し、下記（iv）に該当するものを除く。）、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利
- (iii) 当会社において発行を予定しているが未発行の新株予約権（以下「未発行新株予約権」という。なお、未発行新株予約権には、未発行のオプション・プール（付与されていないが、株主総会決議、取締役会決議、当会社との新株予約権付与契約等の締結、当会社と当会社の株主との株主間契約等の締結等によって、将来において付与可能な状態で留保され又は付与が約束されている一定数の新株予約権をいう。以下同じ。）を含むが、次回株式資金調達に関連してオプション・プールが増加する場合には、当該増加分を含まないものとする。）
- (iv) 本新株予約権及び同種新株予約権

記
除外完全希釈化後株式数

完全希
釈化後＝
株式数 $1 - (\text{本新株予約権転換後下限比率} + \text{同種新株予約権転換後下限比率})$

なお、上記算式で使用される各用語は以下に定める意味を有する。

- (A) 「除外完全希釈化後株式数」とは、本第（２）（a）（v）号の（i）から（iii）の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）をいう。
 - (B) 「本新株予約権転換後下限比率」とは、本新株予約権の発行価額に本新株予約権の総数（但し、当会社が保有する本新株予約権を除く。）を乗じて得られる金額を、ポストキャップで除して得られる数をいう。
 - (C) 「同種新株予約権転換後下限比率」とは、同種新株予約権の１個あたりの発行価額に当該同種新株予約権の総数（但し、当会社が保有する当該同種新株予約権を除く。）を乗じて得られる金額を、当該同種新株予約権のポストキャップに相当する額で除して得られる数をいう。但し、当該同種新株予約権が複数ある場合は、複数の当該同種新株予約権について、それぞれ本（C）項本文に従い得られる数を合計した数をいうものとする。
- (b) 前号にかかわらず、割当日の１８ヶ月後の応当日（以下「転換期限」という。）以降における転換価額は、ポストキャップを「新株予約権の行使の条件」（b）号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。
- (c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合における転換価額は、ポストキャップを当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。
- なお、第（２）（a）（v）号にかかわらず、本第（２）（c）号における「完全希釈化後株式数」とは、下記（i）から（iii）に定める株式等の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）であって、第（２）（a）（v）号に定める算式によって求められる数（小数点以下切捨て）をいう。また、当該算出にあたっては、「除外完全希釈化後株式数」とは、下記（i）及び（ii）の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）とする。

- (i) 発行済みの普通株式及び種類株式
- (ii) 発行又は付与済みの新株予約権（本新株予約権及び同種新株予約権を除く。以下本（ii）において同じ。）、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利（但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利の保有者が、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利の内容に従い、当会社の株式以外の対価を当会社から受領する場合、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利を除く。）
- (iii) 本新株予約権及び同種新株予約権（但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの当該新株予約権の保有者が、当該新株予約権の内容に従い、当会社の株式以外の対価を当会社から受領する場合、当該新株予約権を除く。）

また、「支配権移転取引等」とは、（i）当会社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、（ii）合併、株式交換、株式移転又は株式交付（但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、（iii）吸収分割又は新設分割（但し、当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、（iv）

当会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）、（v）当会社の解散若しくは清算、又は（vi）金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場されることをいう。但し、かかる行為が当会社の持株会社（当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

（a）本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は、当会社のD種優先株式とする。

（b）本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、行使する本新株予約権の発行価額（「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」に定める額をいう。以下同じ。）の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

（2）転換価額「転換価額」は、131,784円とする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権1個あたり100万円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

新株予約権の行使の条件

（a）本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合はこの限りではない。

（b）前（a）号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権（同種新株予約権を含む。以下本（b）号において同じ。）の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

（a）本新株予約権は、次回株式資金調達（割当日以降に資金調達を目的として当会社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が100,000,000円以上のものに限る。）を指し、以下同じとする。）が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限（割当日の18ヶ月後の応当日を指し、以下同じとする。）までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合はこの限りではない。

「支配権移転取引等」とは、（i）当会社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、（ii）合併、株式交換、株式移転又は株式交付

（但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、（iii）吸収分割又は新設分割（但し、当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、

（iv）当会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）、（v）当会社の解散若しくは清算、又は（vi）金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場されることをいう。但し、かかる行為が当会社の持株会社（当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

（b）前（a）号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権（同種新株予約権（転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を指すものとする。）を含む。以下本（b）号において同じ。）の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

（1）株式を対価とする本新株予約権の取得条項

当会社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するものとし、当会社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交

	付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。 (2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項 当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の2倍に相当する金銭を交付する。 (1) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項 当会社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日その他の日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するものとし、当会社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。 (2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項 当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の2倍に相当する金銭を交付する。 <table><tr><td>令和</td><td>7年</td><td>1月17日発行</td></tr><tr><td>令和</td><td>7年</td><td>1月20日登記</td></tr><tr><td>令和</td><td>7年</td><td>3月27日変更</td></tr><tr><td>令和</td><td>7年</td><td>4月8日登記</td></tr></table> 令和7年3月31日新株予約権全部行使 令和 7年 4月 8日登記	令和	7年	1月17日発行	令和	7年	1月20日登記	令和	7年	3月27日変更	令和	7年	4月8日登記
令和	7年	1月17日発行											
令和	7年	1月20日登記											
令和	7年	3月27日変更											
令和	7年	4月8日登記											
登記記録に関する事項	設立 平成26年11月26日登記												

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。